

紀美野町第 1 回定例会会議録

平成 2 7 年 3 月 3 日（火曜日）

○議事日程（第 1 号）

平成 2 7 年 3 月 3 日（火）午前 9 時 0 0 分開議

- | | | |
|-------|-----------|---|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 第 2 | | 会期の決定について |
| 第 3 | | 諸般の報告について |
| 第 4 | 議案第 1 号 | 紀美野町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について |
| 第 5 | 議案第 5 号 | 紀美野町課設置条例の一部を改正する条例について |
| 第 6 | 議案第 6 号 | 紀美野町行政手続条例の一部を改正する条例について |
| 第 7 | 議案第 7 号 | 紀美野町移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例について |
| 第 8 | 議案第 8 号 | 紀美野町職員定数条例の一部を改正する条例について |
| 第 9 | 議案第 9 号 | 紀美野町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 0 | 議案第 1 0 号 | 紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 1 | 議案第 1 1 号 | 紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 2 | 議案第 1 2 号 | 紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 3 | 議案第 1 3 号 | 紀美野町職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 4 | 議案第 2 号 | 紀美野町指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について |
| 第 1 5 | 議案第 3 号 | 紀美野町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 第 1 6 | 議案第 1 6 号 | 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について |

- 第 17 議案第 17 号 紀美野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 18 議案第 4 号 紀美野町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について
- 第 19 議案第 14 号 紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 第 20 議案第 18 号 紀美野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例について
- 第 21 議案第 15 号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 22 議案第 19 号 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について
- 第 23 議案第 20 号 新町まちづくり計画の変更について
- 第 24 議案第 21 号 紀美野町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第 25 議案第 22 号 辺地総合整備計画の変更について
- 第 26 議案第 23 号 紀美野町道路線の変更について
- 第 27 議案第 24 号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 第 28 議案第 25 号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 第 29 議案第 26 号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 第 30 議案第 27 号 教育委員会委員の任命の同意について
- 第 31 議案第 28 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 32 議案第 29 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 33 議案第 30 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 34 議案第 31 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 35 議案第 32 号 平成 26 年度紀美野町一般会計補正予算（第 7 号）について
- 第 36 議案第 33 号 平成 26 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 第 37 議案第 34 号 平成 26 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 38 議案第 35 号 平成 26 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 39 議案第 36 号 平成 26 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第 3

号) について

- 第 4 0 議案第 3 7 号 平成 2 6 年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 第 4 1 議案第 3 8 号 平成 2 7 年度紀美野町一般会計予算について
- 第 4 2 議案第 3 9 号 平成 2 7 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 4 3 議案第 4 0 号 平成 2 7 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算について
- 第 4 4 議案第 4 1 号 平成 2 7 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 4 5 議案第 4 2 号 平成 2 7 年度紀美野町介護保険事業特別会計予算について
- 第 4 6 議案第 4 3 号 平成 2 7 年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算について
- 第 4 7 議案第 4 4 号 平成 2 7 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第 4 8 議案第 4 5 号 平成 2 7 年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計予算について
- 第 4 9 議案第 4 6 号 平成 2 7 年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計予算について
- 第 5 0 議案第 4 7 号 平成 2 7 年度紀美野町上水道事業会計予算について

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 5 0 まで

○議員定数 1 4 名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	七良浴 光 君
2 番	町 田 富枝子 君
3 番	田 代 哲 郎 君
4 番	加 納 国 孝 君
5 番	北 道 勝 彦 君（9 時 2 2 分出席）
6 番	向井中 洋 二 君
7 番	上 北 よしえ 君
8 番	伊 都 堅 仁 君

9 番 仲 尾 元 雄 君 (14時00分出席)

10 番 松 尾 紘 紀 君

11 番 上 柏 皖 亮 君

12 番 美 野 勝 男 君

13 番 美 濃 良 和 君

14 番 小 椋 孝 一 君

○欠席議員

9 番 仲 尾 元 雄 君 (午前欠席)

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	牛 居 秀 行 君
企画管財課長	中 谷 嘉 夫 君
住 民 課 長	増 谷 守 哉 君
税 務 課 長	西 岡 秀 育 君
保健福祉課長	宮 阪 学 君
産 業 課 長	大 窪 茂 男 君
建 設 課 長	山 本 広 幸 君
総務学事課長兼 教 育 次 長	中 尾 隆 司 君
生涯学習課長	岩 田 貞 二 君
会 計 管 理 者	西 切 博 充 君
水 道 課 長	田 中 克 治 君
地籍調査課長	尾 花 延 弥 君
美里支所長	西 敏 明 君

国体推進課長 南 秀 秋 君
代表監査委員 向 江 信 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長 大 東 淳 悟 君
書 記 中 谷 典 代 君

開 会

○議長（小椋孝一君） それでは、規定の定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第1回紀美野町議会定例会を開会します。

（午前 9時04分）

○議長（小椋孝一君） これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（小椋孝一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、1番、七良浴光君、2番、町田富枝子君を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（小椋孝一君） 日程第2、会期の決定について、議題とします。

議会運営委員長から審査結果の報告を願います。

議会運営委員長、美野勝男君。

（議会運営委員長 美野勝男君 登壇）

○議会運営委員長（美野勝男君） 去る2月25日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告いたします。

会期は、本日から24日までの22日間とし、再開日は、11日、13日、17日、20日及び24日と決定しました。

議事日程につきましては、配付しております議事予定日程表のとおりであります。

なお、平成27年度一般会計予算の説明及び質疑を、歳入については全般、歳出については第1款から第8款までは2款ずつ分割、第9款から最後までとして行うことにいたします。

次に、一般質問の通告は3月6日（金曜日）の午後3時までといたします。

次に、総務文教常任委員会を3月6日、午前9時30分から、産業建設常任委員会を3月5日、午前9時30分から開催したいと思います。

次に、全員協議会を3月11日、本会議終了後、開催したいと思います。

次に、広報編集委員会を3月20日、本会議終了後、開催したいと思います。

なお、議事の進行上、日程を順次繰り延べる場合もありますので、よろしくお願いし

ます。

以上で、報告を終わります。

(議会運営委員長 美野勝男君 降壇)

○議長（小椋孝一君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から３月２４日までの２２日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から３月２４日までの２２日間と決定しました。

◎日程第３ 諸般の報告について

○議長（小椋孝一君） 日程第３、諸般の報告を行います。

監査委員から例月出納検査結果に関する報告が提出されています。お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

本定例会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

この際、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長（寺本光嘉君） 皆さん、おはようございます。

まず初めに、先月、国際テロ集団アイシル（イスラム国）によりまして、非道かつ残虐にお二人の日本人の尊い命が奪われました。これらの理不尽なテロ行為に言い尽くせない憤りを覚えるとともに、御家族の皆様方に対し、町民を代表いたしまして哀悼の誠をささげたいと存じます。

また、開会に先立ちまして、ただいま表彰の栄を受けられました加納議員、仲尾議員、上北議員、伊都議員、向井中議員におかれましては、今後とも町議会議員の模範として町行政に対しまして、お力添え、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、開会に当たりまして一言御挨拶並びにその後の行政報告を申し上げます。

本日、平成２７年紀美野町議会第１回定例会を招集いたしましたところ、議員各位を初め関係者の皆様方におかれましては、何かと御多忙中にもかかわらず御出席を賜り開会の運びとなりましたことに対し、心より厚くお礼申し上げます。

さて、私の３期目の公約の一つであり長年の懸案事項でありました紀美野町全域における光ファイバーによる情報通信ネットワークの整備に平成２７年度から着手すべく、当初予算に必要経費を計上し、本議会に上程する運びとなりました。

運営方式につきましては、町が整備費用の一定額を負担することで、事業者の参入を募る民設民営方式により基盤整備を行い、サービスを希望する全ての町民が利用できる環境を整備するものでございます。これによりまして、地域の情報格差をなくし、グローバル化する経済や産業に対応するとともに、安全で快適な町民の生活環境を構築し、地域の付加価値を高め、過疎化の抑制及び定住化の促進を図れるものと考えております。

また、昨年は大変災害の多い年でありましたが、そのような中、県は昨年１０月に３連動地震や南海トラフの巨大地震に対する被害想定を発表をいたしました。それを受けて、当町でも地域防災計画の見直しを行っているところでございます。いつ起こるかわからない大災害に備え、さらに防災・減災対策を進め、災害に強いまちづくりに取り組んでまいり所存でございますので、引き続き議員各位の御指導、御協力をお願い申し上げます。

また、本年は紀の国わかやま国体の年であり、当町におきましても国体推進課を中心として、全職員が万全の体制づくりをしているところでございます。町民の皆さんや議員各位の御協力のもと、全国各地から来られる多くの皆様方に心のこもった「おもてなし」ができるよう取り組んでまいります。

また、本町におきましては、少子高齢化対策を初め、過疎対策、災害対策、雇用問題、人口減少対策、地方分権の推進に伴う行財政改革など、早急に取り組むべき課題も山積しておりますが、町民や議員各位の御理解と御協力のもと、全力でこれらの課題に取り組むとともに、医療費助成等、子育て支援からシルバー人材センターやふれあいサロン事業等高齢者支援まで、地域とともに福祉の充実を図ってまいります。

また、若者や地域創業を志す方々のＩターン・Ｕターン・Ｊターンによる定住施策及び地域の活性化をより強力に推進していくために、まちづくりの総合的な窓口として「まちづくり課」を新設するとともに、業務の効率化をより促進させるため地籍調査課を廃止し、その業務を建設課へ移管したく、今議会において課の設置条例の一部を改正する条例を上程しております。

加えて、鳥獣害対策支援や利子補給及び間伐材流通支援策等の農林商工業者支援にも引き続き努めてまいります。本年も１月２９日から３０日にかけて、東京と新潟に

おきまして、山椒のトップセールスを行ってまいったところでございますので、あわせて御報告を申し上げます。

また、昨年の年末には、知事選挙に続きまして衆議院議員選挙があり、その結果を受け第3次安倍内閣が発足されました。昨年4月の消費税の増税、一部の企業を除き、円安や物価上昇の中、中小企業の業績が伸びず、景気も思うようにはなっておりません。特に、地方の景気には厳しいものがございます。今後、安倍内閣において思い切った経済対策のもと、さらなる地方創生に力を注いでいただきたいと強く望むものでございます。

さて、今期定例会に上程している案件は、議案第1号から議案第47号までの47件であります。条例の制定に係る案件が4件、条例の一部を改正する条例が14件、条例の全部を改正する条例が1件、計画の変更に係る案件が3件、道路線の変更に関する案件が1件、委員会委員の選任の同意に関する案件が3件、教育委員の任命の同意についての案件が1件、人権擁護委員候補者の推薦に関する案件が4件、平成26年度一般会計及び特別会計の補正予算に関する案件が6件、平成27年度の一般会計及び特別会計予算に関する案件が10件であります。

平成26年度一般会計補正予算につきましては、主なものとして国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、町民の生活支援や地方創生に関する各種事業に要する経費を盛り込んでおります。

また、平成27年度一般会計当初予算につきましては、予算総額が69億8,200万円で、対前年度比2,200万円アップ、率にいたしまして0.3%の増額となっております。

歳入では、地方消費税交付金が、消費税の引き合上げに伴いまして約4,000万円の増となっておりますが、一方、景気の影響による町税は約7億5,000万円で、対前年度比4,700万円の減額となっております。

歳出では、「防災力の強化」、「定住促進」、「教育の向上」、「インフラ整備」、「福祉・子育ての充実」、「紀の国わかやま国体の成功」を重点課題とし予算編成を行っております。主な事業として、小西地区の消防格納庫の整備事業や消防団の活動備品の整備事業、小川・下神野両小学校体育館のつり天井落下対策事業に取り組み、「防災力の強化」を図ってまいります。

また、過疎集落再生活性化支援事業や地域おこし協力隊、集落支援員制度の活用によ

り定住促進やまちづくりのさらなる推進を図ってまいります。

また、教育支援員の配備や学力・体力・判断力アップ事業により学力等の向上を図ります。また、こども医療費、学童保育等による子育て支援、さらには健康づくり事業や福祉事業の充実を図ってまいります。

また、冒頭でも申し上げましたが、光通信網の整備や永谷集会所の建てかえ事業、公営住宅の改修、各路線の道路改良事業など、インフラ整備に要する経費を盛り込んでおります。

この後、担当課長より詳しく御説明を申し上げますので、十分御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願いいたしまして、御挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 次に、一般質問の通告は3月6日（金曜日）、午後3時までに提出願います。

これで、諸般の報告を終わります。

ここで、執行部の皆様に申し上げます。

これから議案説明に入りますが、議案数が多いため議案の説明は簡潔にお願いしたいと思います。

◎日程第 4 議案第 1 号 紀美野町教育長の職務に専念する義務の特定に関する条例の制定について

◎日程第 5 議案第 5 号 紀美野町課設置条例の一部を改正する条例について

◎日程第 6 議案第 6 号 紀美野町行政手続条例の一部を改正する条例について

◎日程第 7 議案第 7 号 紀美野町移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例について

◎日程第 8 議案第 8 号 紀美野町職員定数条例の一部を改正する条例について

◎日程第 9 議案第 9 号 紀美野町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について

◎日程第 10 議案第 10 号 紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

◎日程第 11 議案第 11 号 紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を改正する条例について

◎日程第 1 2 議案第 1 2 号 紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する
条例について

◎日程第 1 3 議案第 1 3 号 紀美野町職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例につ
いて

○議長（小椋孝一君） 日程第 4、議案第 1 号、紀美野町教育長の職務に専念する
義務の特定に関する条例の制定について、日程第 5、議案第 5 号、紀美野町課設置条例
の一部を改正する条例について、日程第 6、議案第 6 号、紀美野町行政手続条例の一部
を改正する条例について、日程第 7、議案第 7 号、紀美野町移動通信用鉄塔施設条例の一
部を改正する条例について、日程第 8、議案第 8 号、紀美野町職員定数条例の一部を
改正する条例について、日程第 9、議案第 9 号、紀美野町特別職報酬等審議会条例の一
部を改正する条例について、日程第 10、議案第 10 号、紀美野町特別職の職員で非常
勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について、日程第 11、議案第
11 号、紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を改正する条例について、日程第 12、議案第 12 号、紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例につ
いて、及び日程第 13、議案第 13 号、紀美野町職員特殊勤務手当条例の一部を改正す
る条例について、一括議題とします。

説明をお願いします。

総務課長、牛居君。

（総務課長 牛居秀行君 登壇）

○総務課長（牛居秀行君） 議案書の 1 ページをごらんください。

議案第 1 号 紀美野町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定につ
いて

紀美野町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を次のとおり制定したいの
で、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 3 月 3 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、紀美野町教育長の職務に専
念する義務の特例に関する条例の制定を行うものでございます。

次のページをごらんください。

紀美野町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例でございます。

第1条の趣旨について御説明を申し上げます。

旧教育長は一般職として位置づけられていたため、地方公務員法第35条により職務専念義務が課せられていましたが、特別職となったことで同条の適用から外されることとなります。これに対して、新たな教育長の職務専念義務は、改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項として追加され、地方公務員法第35条と同様、条例により職務専念義務の特例を定めることができることとされたため、新たに本条例を制定するものでございます。

第2条では、教育長の職務に専念する義務の免除については、紀美野町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の適用を受ける職員の例によると定めるものでございます。また、教育長は教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができるものとするものでございます。

附則といたしまして、1項で、この条例は平成27年4月1日から施行するとなっております。

また、経過措置といたしまして、第2項で「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の場合におきましては、この条例の規定は適用しないとなっております。

この附則第2項の条文につきましては、経過措置で現在の教育長は委員としての任期満了まで従前の例により在職するもので、この場合は改正前の法律に基づくため、本条例の規定は適用しないこととしているものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第1号の説明といたします。

続きまして、議案書の9ページをごらんください。

議案第5号 紀美野町課設置条例の一部を改正する条例について

紀美野町課設置条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

新たにまちづくり課を設置し、地籍調査課を廃止し、その業務を建設課へ移管するため、紀美野町課設置条例の改正を行うものでございます。

次のページをごらんください。

紀美野町課設置条例の一部を改正する条例でございます。お手持ちの条例の一部を改

正する条例等に係る新旧対照表では、1 ページから 2 ページをごらんください。

紀美野町課設置条例の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「地籍調査課」を「まちづくり課」に改める。

この改正につきましては、より総合的・的確な組織課題への対応や施策などの推進を図るため、建設課と地籍調査課の業務的な関連を強化させることを目的とし、地籍調査課を建設課に統合するための改正及びまちづくりの総合的な窓口の創設を図り、より強力にまちづくりを推進させるために新たにまちづくり課を新設するものでございます。

次に、第 2 条中「（４）町の長期総合計画に関すること。（５）地籍調査データの利用に関すること。」を「（４）町の長期総合計画に関すること。」に、「地籍調査課（１）地籍調査に関すること。（２）地籍調査成果の管理に関すること。（７）地籍調査に関すること。（８）地籍調査成果の管理に関すること。まちづくり課（１）定住促進に関すること。（２）まちづくりの行政施策及び推進に関すること。」に改めます。

この第 2 条の改正につきましては、地籍調査課を建設課に統合することと新たに「まちづくり課」を新設することにより、それぞれの課の事務分掌の改正を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行するとしております。

以上、簡単でございますが、議案第 5 号の説明といたします。

続きまして、次のページ 11 ページをごらんください。

議案第 6 号 紀美野町行政手続条例の一部を改正する条例について

紀美野町行政手続条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 3 月 3 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

行政手続法の改正に伴い、紀美野町行政手続条例の改正を行うものでございます。

次のページをごらんください。

紀美野町行政手続条例の一部を改正する条例でございます。お手持ちの新旧対照表では、3 ページから 10 ページを御参照ください。

紀美野町行政手続条例の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 章 行政指導（第 30 条―第 35 条）、第 5 章 届出（第 36 条）、第 6 章 雑則（第 37 条）」を「第 4 章 行政指導（第 30 条―第 36 条）第 4 章の 2 処

分等の求め（第３７条）第５章 届出（第３８条）第６章 雑則（第３９条）」に改めます。

次に、第２条第５号中「名あて人」の平仮名表記を漢字表記に改めます。

次に、第３条中「第４章」を「第４章の２」に改め、同条第７号中「名あて人」の平仮名表記を漢字表記に改め、同条第８号中「かかわる」を漢字表記に改めます。

次に、第４条、第１３条第１項及び第２項第５号、第１４条第１項、第２項、第１５条第１項、第３項並びに第２２条第３項中「名あて人」を仮名表記から漢字表記に改めます。

次に、第２５条中「かんがみ」を漢字表記に改め、第２８条中「名あて人」を漢字表記に改めます。

次に、第３３条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「前２項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。加える１項につきましては、下記のとおりでございます。

この改正第３３条につきまして、要約して説明をいたします。

行政指導にかかわる者は、当該行政指導の際に、町の機関が許認可等をする権限、または許認可等に基づく処分をする権限を執行するときは、その相手方に当該権限の根拠法令の条項等を示さねばならないということとしたものでございます。

次に、第３７条を第３９条とし、第５章中、第３６条を第３８条といたします。

次に、第４章の次に第４章の２ 処分等の求めの１章を加えます。

次のページをお開きください。

改正第３７条でございます。この改正第３７条につきましては、要約して説明をさせていただきますと、法令違反の事実がある場合において、その是正のためにされる条例に基づく処分、または法律、もしくは条例に基づく行政指導がなされないと思料するときは、行政庁、または町の機関に対し申出書により、当該処分、または行政指導を求めることができることとするものでございます。行政庁、または町の機関は前述の求めがあったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき、必要と認めるときは、当該処分、または行政指導をしなければならないとするものでございます。

次に、本ページの中ほどの行をごらんください。

第３項の４行目です。第４章中、第３５条を第３６条とし、第３４条の次に行政指導の中止等の求めを規定した改正第３５条を加えます。

この第 3 5 条の改正につきましても、要約して説明をさせていただきます。

法令に違反する行為の是正を求める行政指導であって、法律、または条例にその根拠が規定されているものの相手方は、当該行政指導が当該法律、または条例の規定に適合しないと思料するときは、町の機関に対し、申出書により当該行政指導の中止、その他必要な措置を求めることができることと、町の機関は前述の求めがあったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律、または条例の規定に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止、その他必要な措置をとらなければならないとしたものでございます。

次のページをごらんください。

附則といたしまして、1 項、この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行するとなっております。

また、2 項として、紀美野町税条例にも本条例からの引用もございますので、本条例改正に伴う税条例の一部改正を本条例の附則で行うものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第 6 号の説明といたします。

続きまして、次のページ、議案書の 1 5 ページでございます。

議案第 7 号 紀美野町移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例について

紀美野町移動通信用鉄塔施設条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 2 7 年 3 月 3 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

紀美野町移動通信用鉄塔施設整備に伴い、紀美野町移動通信用鉄塔施設条例の改正を行うものでございます。

次のページをごらんください。

紀美野町移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例でございます。新旧対照表では、1 1 ページをごらんください。

紀美野町移動通信用鉄塔施設条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表、毛原上地区移動通信用鉄塔施設の項の次に次のように加える。「毛原上（内井呂）地区移動通信用鉄塔施設 紀美野町毛原上 8 4 9 番地」。

この改正につきましては、平成 2 6 年度におきまして、和歌山県携帯電話等エリア整備事業により、内井呂地区に新たに通信用の鉄塔を 1 基整備したことによる改正でござ

います。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上、簡単でございますが、議案第 7 号の説明といたします。

続きまして、次のページ、議案書の 17 ページをごらんください。

議案第 8 号 紀美野町職員定数条例の一部を改正する条例について

紀美野町職員定数条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 3 月 3 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正及び退職する消防職員を前倒しで補充するため、紀美野町職員定数条例の改正を行うものでございます。

次のページをごらんください。

紀美野町職員定数条例の一部を改正する条例でございます。新旧対照表では、12 ページから 13 ページをごらんください。

紀美野町職員定数条例の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条」地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 19 条」に改める。

この改正につきましては、平成 26 年 6 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、市町村に置かれている教育委員会の事務局の職員の定数を条例で定める規定の条が第 21 条から第 19 条に変更されたことにより改正を行うものでございます。

次に、第 2 条第 4 項中「36 人」を「37 人」に改めます。

この改正につきましては、消防職員の定数の改正でございます。退職予定者分を前倒しで採用するため定数を改正するものでございます。

附則として、第 1 項、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行するとなっております。

また、第 2 項では、経過措置として、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第 2 条第 1 項の場合においては、この条例による改正後の第 1 条の規定は適用せず、改正前の第 1 条の規定は、なおその効力を有する。」としております。これにつきましては、経過措置として、現在の教育長の任期満了までは改正前の法律に基づくため、改正規定は適用しないとしているものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第 8 号の説明といたします。

続きまして、次のページ、議案書の 19 ページをごらんください。

議案第 9 号 紀美野町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について

紀美野町特別職報酬等審議会条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 3 月 3 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、紀美野町特別職報酬等審議会条例の改正を行うものでございます。

次のページをごらんください。

紀美野町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例でございます。新旧対照表では、14 ページを御参照ください。

紀美野町特別職報酬等審議会条例の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び副町長」を「、副町長及び教育長」に改めるものでございます。

この改正につきましては、教育長の給与等は教育公務員特例法第 16 条第 2 項の規定により、一般職に属する地方公務員とは個別に地方公共団体の条例で定めるという規定が削除されたため、教育長に対する給与等の支給根拠は特別職の職員の支給根拠を規定した地方自治法第 204 条となったため、町長、副町長の給与条例に教育長を追加するため、紀美野町特別職報酬等審議会条例の第 2 条を改正するものでございます。

附則として、第 1 項、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

経過措置として、第 2 項「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第 2 条第 1 項の場合においては、この条例による改正後の第 2 条の規定は適用せず、この条例による改正前の第 2 条の規定は、なおその効力を有する。」

この条文につきましては、経過措置として現在の教育長の任期満了までは改正前の法律に基づくため、改正規定を適用しないものとするものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第 9 号の説明といたします。

続きまして、次のページ、議案書の 21 ページをごらんください。

議案第 10 号 紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を次のとおり改

正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正及び組織の再編に伴い、紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の改正を行うものでございます。

次のページでございます。

紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例でございます。新旧対照表では、15ページから18ページをごらんください。

紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

別表中「教育委員会教育長の項」を削り、同表中「地域密着型サービス運営委員 日額6,000円、地域包括支援センター運営協議会委員 日額6,000円を」、「地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会委員 日額6,000円」に改める。

この改正につきましては、従来の委員長と教育長を一本化した新たな教育長が設置されることにより、教育委員長制度が廃止されます。それにより、教育委員会委員長を削除するものでございます。

また、地域包括支援センター及び地域密着型サービスの適正かつ公正・中立な運営を確保するため紀美野町地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会を設置する事としたことにより、地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会委員の報酬を新たに定めるものでございます。

附則といたしまして、第1項、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

経過措置といたしまして、第2項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の場合においては、別表から教育委員会教育長の項を削る改正規定は適用しないとなっております。

この条文につきましては、経過措置といたしまして、現在の教育長の任期満了までは改正前の法律に基づくため、改正規定を適用しないものとするものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第10号の説明といたします。

続きまして、次のページ、議案書の23ページをごらんください。

議案第11号 紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を改正する条例について

紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育長の給与等を追加するとともに、町の財政状況を考慮して、町長、副町長及び教育長の給料月額を減額するため、紀美野町長及び副町長の給与等条例の改正を行うものでございます。

次のページでございます。

紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を改正する条例でございます。新旧対照表では、19ページから21ページをごらんください。

紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を次のように改正する。

題名中「及び副町長」を「、副町長及び教育長」に改める。本則中「及び副町長」を「、副町長及び教育長」に改める。

第3条第1項中「副町長月額 58万円」を、「副町長月額 58万円、教育長 月額54万円」に改める。

これらの改正につきましては、教育長の給与等は一般職に属する地方公務員とは個別に、地方公共団体の条例で定めるとの規定がある教育公務員特例法第16条第2項が削除されたため、教育長に対する給与等の支給根拠は特別職の職員の支給根拠に規定した地方自治法第204条となったため、町長、副町長の給与等条例に教育長を追加するため改正を行うものでございます。

次に、附則第10項を附則第11項とし、附則第9項を附則第10項とし、附則第8項の次に次の1項を加える。第9項といたしまして、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、第3条の適用については同条第1項中「67万円」とあるのは「64万円」と、「58万円」とあるのは「56万円」と、「54万円」とあるのは「53万円」とする。

この改正につきましては、附則第9項では、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、町長の給与月額は67万円から64万円に3万円の減額、副町長は2万円の減額、教育長は1万円の減額を行うものでございます。

次に、附則といたしまして、第1項では、この条例は平成27年4月1日から施行するとなっております。

附則第２項では、町長、副町長の給与等条例に教育長を追加するため、紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の廃止を行うものでございます。

附則第３項では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第２条第１項、旧教育長に関する経過措置で、現在の教育長は委員としての任期満了まで従前の例により在職するもので、この場合は改正前の法律に基づくため、題名、本則に教育長を追加する改正規定、第３条第１項に教育長の報酬月額５４万円を追加する改正規定、附則第９項の教育長の給与月額を１万円減額する改正規定、教育委員会教育長の給与等の条例の廃止規定は適用しないものとしているものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第１１号の説明といたします。

続きまして、次のページ、議案書の２５ページをごらんください。

議案第１２号 紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例について

紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成２７年３月３日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、町の財政状況を考慮して、教育長の給与月額を減額するため、紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の改正を行うものでございます。

次のページをごらんください。

紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例でございます。新旧対照表では、２２ページをごらんください。

紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を次のように改正する。

附則第９項を附則第１０項とし、附則第８項の次に次の１項を加える。

第９項、平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの間、第３条の適用については、同条第１項中「５４万円」とあるのは「５３万円」とする。

この改正につきましては、教育長の給料月額を期間限定で５４万円から５３万円に減額するものでございます。

附則として、この条例は、平成２７年４月１日から施行するとなっております。

以上、簡単でございますが、議案第１２号の説明といたします。

続きまして、次のページ、議案書の２７ページをごらんください。

議案第１３号 紀美野町職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例について

紀美野町職員特殊勤務手当条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第9条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

救急救命士の資格を有し、救急業務に従事した職員の特殊勤務手当を月額から回数割に変更するため、紀美野町職員特別勤務手当条例の改正を行うものでございます。

次のページをごらんください。

紀美野町職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例でございます。新旧対照表では、23ページをごらんください。

紀美野町職員特殊勤務手当条例の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「月額8,000円」を「出動1回につき前項の金額に400円を追加した額」に改める。

この改正につきましては、救急業務に従事した職員の手当は、出動1回につき300円、救急救命士の資格を有し救急業務に従事した職員の手当は月額8,000円を支給していましたが、今回の改正は、出動1回につき前項の金額300円に400円を加算した額700円を支給するものに改めたものでございます。

附則といたしまして、第1項では、この条例は、平成27年4月1日から施行するとしております。

附則第2項では、平成27年3月31日までの救急業務に従事した職員に対する特殊勤務手当は、改正前の額で支給するとするものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第13号の説明といたします。

(総務課長 牛居秀行 降壇)

◎日程第14 議案第2号 紀美野町指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

◎日程第15 議案第3号 紀美野町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

◎日程第16 議案第16号 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について

◎日程第17 議案第17号 紀美野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例に

ついて

○議長（小椋孝一君） 日程第14、議案第2号、紀美野町指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、日程第15、議案第3号、紀美野町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第16、議案第16号、紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について及び日程第17、議案第17号、紀美野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

説明を願います。

保健福祉課長、宮阪君。

（保健福祉課長 宮阪 学君 登壇）

○保健福祉課長（宮阪 学君） それでは、3ページをお開きください。

議案第2号 紀美野町指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について。

紀美野町指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を次のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため、関係法律の整備に関する法律の成立に基づき、紀美野町指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を制定するものであります。

続きまして、4ページをお願いいたします。

紀美野町指定介護予防支援、これにつきましては、総合相談を行う包括支援センターで行う予防ケアマネジメント事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

平成年月日

条例第 号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法第59条第1項第1号、これにつきましては予防支援が必要と認めた場合、第115条の22第2項第1号（これについては予防計画費の支給を町条例で定めるものでないとき指定をしてはならない。）並びに第115条の24第1項（条例で定める員数、従業者を有しなければならない。）及び第2項（これにつきましては支援の方法、運営に関する基準を市町村条例で定めるとされてございます。）の規定に基づき、指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(指定介護予防支援事業者の指定に関する基準)

第3条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人（紀美野町暴力団排除条例第2条第3号（暴力団員でなくなった日から5年）に規定する暴力団員等を役員とするもの及び同条第1号（これにつきましては、暴力的違法行為を行うおそれがある団体）に規定する暴力団または暴力団員等と密接な関係を有する者を除く。）とする。

(指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第4条 第1条の指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等は次条に定めるもののほか、法第59条第2項（これにつきましては支援の確認が著しく困難な離島等と定められてございます。）及び第115条の24条第3項（これは支援の運営基準でございます。）に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

2項 前項の場合において、その例によることとされる指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第28条第2項中（これにつきましては諸記録を整備しておかなければならないという決まりがございます。）第28条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは、「指定介護予防支援を提供した日から5年間」とする。

(人権擁護)

第5条 指定介護予防支援の事業を行う者は指定介護予防支援の利用者の人権を擁護

するため、指定介護予防支援を提供する事業ごとに人権擁護推進員を置くとともに、その従業者に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上、簡単ですが、説明いたします。

続きまして、5ページをお開きください。

議案第3号 紀美野町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

紀美野町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の改正に伴い、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準について定めるものである。

6ページをお願いいたします。

紀美野町包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例

平成年月日

条例第 号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法の規定に基づき、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法により使用する用語の例による。

(地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準)

第3条 地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準は、介護保険法施行規則第140条の66（これにつきましては1号被保険者数が3,000人以上6,000人未満の場合、保健師その他これに準ずる者1人、社会福祉士その他これに準ずる者1人、主任介護支援専門員1人と規定されてございます。）の規定の例による。

附則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

以上、簡単ですが、説明いたします。

続いて、３５ページをお開きください。

議案第１６号 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について

紀美野町介護保険条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成２７年３月３日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由

平成２７年度から平成２９年度までの介護保険料率を定めるとともに、介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置を定めるため、紀美野町介護保険条例の改正を行うものである。

続きまして、３６ページへ入る前に、補足説明として、政令の見直しにより、今回、介護保険料段階設定にあつては、標準段階をこれまでの標準６段階から９段階に見直されました。紀美野町では、保険者の判断による弾力化として第９段階を負担能力に応じ、さらに３段階に分け段階区分を設定したいと考えてございます。

３６ページでございます。

紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例

平成年月日

条例第 号

紀美野町介護保険条例の一部を次のように改正する。

第４条を次のように改める。

（保険料率）

第４条 平成２７年度から平成２９年度までの各年度における介護保険料率は、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）介護保険法施行令第３９条第１項第１号に掲げる者 ４万１,１６０円

これにつきましては、生活保護の受給者、それから老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額が収入額プラス合計所得金額が８０万円以下の者でございます。

（２）令第３９条第１項第２号に掲げる者 ６万１,７４０円

これにつきましては、世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額プラス合計所得金額

が 80 万円以上 120 万円以下の者でございます。

(3) 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 6 万 1,740 円

これにつきましては、世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額プラス合計所得金額が 120 万円以下でございます。(2) と (3) が同じ額でございますが、公費投入による減額があるためでございます。国の予算が決まり次第、議会に上程する予定でございます。

続きまして、(4) 令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者 7 万 4,088 円

これにつきましては、住民税世帯課税で、本人非課税、課税年金収入額プラス合計所得金額が 80 万円以下の者でございます。

(5) 令第 39 条第 1 項第 5 号に掲げる者 8 万 2,320 円

これにつきましては、住民税世帯課税で、本人非課税、課税年金収入額プラス合計所得金額が 80 万円以上の者でございます。

(6) 次のいずれかに該当する者 9 万 8,784 円

イ 地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額が 120 万円未満である者であり、かつ前各号のいずれにも該当しないもの。

ロといたしまして、要保護者(第 6 条第 2 項に規定する。これにつきましては、保護を必要とする状態にある者に規定する要保護者をいう。以下同じ)であって、その者が課税される保険料額について、この号の区分による額を適用されたらならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ(1)でございます。) 1 号イ(1)に係る部分を除く。次号ロ(これは次の(7)の部分でございます。)、第 8 号ロ(8)、第 9 号ロ(9)は第 10 号ロ(10)に該当する者を除く。

(7) 次のいずれかに該当する者 10 万 7,016 円

イ 合計所得金額が 190 万円未満であり、かつ前各号のいずれにも該当しないもの。

ロにつきましては、前号とでは第 8 号ロを除いて同じでございます。

続きまして、37 ページをお願いいたします。

(8) 次のいずれかに該当する者 12 万 3,480 円

イ 合計所得金額が 290 万円未満であり、かつ前各号のいずれにも該当しないもの。

ロにつきましては、前号とでは第 9 号ロを除いて同じでございます。

(9) 次のいずれかに該当する者 13 万 9,944 円

イ 合計所得金額が 400 万円未満であり、かつ前各号のいずれにも該当しないもの。

ロにつきましては、前号とでは第10号口を除いて同じでございます。

(10) 次のいずれかに該当する者 14万8,176円

イ 合計所得金額が600万円未満であり、かつ前各号のいずれにも該当しないもの。

ロ 前号とでは、第10号口を除いて同じでございます。

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 15万6,408円

所得金額が600万円以上の者でございます。

第6条第3中「第38条」を「第39条」に、「及びハ」を「若しくはニ」に改め、「第5号口」の次に「、第6号口、第7号口、第8号口又は第9号口」を加え、「第1号から第5号」を「第1号から第9号」に改める。

第12条 ただし書中を削り、「すべて」を漢字の「全て」に改める。

附則に次の1項を加える。

(改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

9項 法第115条の4第1項（これにつきましては地域支援事業を行うとされてございます。）に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間を行わず、同年4月1日から行うものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の紀美野町介護保険条例の規定は、平成27年度以降、年度分の保険料について適用し、平成26年度までの保険料については、なお従前の例による。

なお、新旧対照表では33ページを御確認ください。

以上、簡単ですが、説明いたします。

続きまして、39ページをお願いいたします。

議案第17号 紀美野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

紀美野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議

会の議決を求める。

平成 27 年 3 月 3 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

介護保険法の施行規則の改正に伴い、紀美野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の改正を行うものである。

続きまして、40 ページをお願いいたします。

紀美野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

平成年月日

条例 号

紀美野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項及び第 5 条中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

附則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

これにつきましては、従前の複合型サービスは、訪問、通い、泊まりを組み合わせた小規模多機能に訪問看護を加えたもので、平成 27 年 4 月より名称を改めるためでございます。

なお、新旧対照表 37 ページを御確認ください。

以上簡単ですが、説明いたします。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

(午前 10 時 21 分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10 時 40 分)

◎日程第 18 議案第 4 号 紀美野町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定につ

いて

○議長（小椋孝一君） 日程第18、議案第4号、紀美野町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について、議題とします。

説明をお願いします。

産業課長、大窪君。

（産業課長 大窪茂男君 登壇）

○産業課長（大窪茂男君） 議案書の7ページをお願いいたします。

議案第4号 紀美野町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について

紀美野町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例を次のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のため、紀美野町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例を制定するものでございます。

次のページをお願いいたします。

紀美野町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例でございます。

第1条は設置について定めたもので、対象鳥獣の捕獲と防護柵の設置、その他被害防止計画に基づく施策を適切に実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設置することを定めたものでございます。

2条におきましては、名称を定めたものでございます。2号で実施隊に鳥獣被害対策実施隊員を置くとしたものでございます。

3条におきましては任務を定めたもので、鳥獣の個体数調整、被害防止及び生息状況の調査を計画的に行い、鳥獣被害の防止に努めるものとしたものでございます。

4条におきましては委嘱について定めたもので、1号といたしまして、町の職員のうち町長が指名する者。2号におきましては、被害防止対策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者で町長が任命する者ということで、猟友会のうちから30名程度の協力を得てお願いしたいと考えてございます。

2号におきましては、実施隊員は地公務員法に規定する特別職の職員で非常勤としたものでございます。

第5条におきましては任期について定めたもので、1年間を考えてございます。

第6条におきましては報酬を定めたもので、活動に応じて、半日額3,500円を支給するとしたものでございます。

第7条におきましては補償を定めたもので、実施隊員の職務中の事故の補償は公務災害補償制度を適用するとしたものでございます。

第8条におきましては、委任事項でございます。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するとしたものでございます。

以上、御説明とさせていただきます。

(産業課長 大窪茂男君 降壇)

◎日程第19 議案第14号 紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例について

◎日程第20 議案第18号 紀美野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例について

○議長(小椋孝一君) 日程第19、議案第14号、紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例について及び日程第20、議案第18号、紀美野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例について、一括議題とします。

説明を願います。

住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長(増谷守哉君) それでは、議案書の29ページをお願いしたいと思います。

議案第14号 紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例について
紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案の理由でございます。

和歌山県ひとり親家庭医療費県費補助金交付要綱の改正により、紀美野町のひとり親家庭医療費助成条例の一部の改正を行うものでございます。

まず、条例の改正の内容を説明する前に、今回の条例改正に至った経緯等について御説明をさせていただきます。

現在、紀美野町のひとり親家庭医療費の助成事業につきましては、所得制限を設けている県のひとり親家庭医療費補助金交付制度に加えまして、県の所得制限で対象外となる方々を助成する町単独のひとり親医療費助成制度をあわせた事業を実施してございます。

本年度に県の交付要綱が改正されまして、平成２７年４月１日から事業対象者に配偶者が暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく保護命令を受けた男子、または女子であって、当該命令の申し立てを行った者、これを新たに加えることとなったため、町条例につきましても県の改正に準じまして同規定を加える改正を行うものでございます。

また、これに加えまして、現在行っている町単独の事業につきましては、認定要件等は所得制限を除けば県と同じ認定要件としていることから、県の交付要綱に準じた表現に条例を改正し、事業の明確化を図ってまいりたいと考えてございます。

それでは、３０ページをごらんいただきたいと思います。

紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例

紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を次のように改正する。

まず第２条でございますが、当条例で使われてございます用語の規定を行ってございます。改正では、県の交付要綱に準じて、児童、ひとり親家庭、配偶者のない男子又は女子、養育者、医療保険各法の用語を定義する改正を行ってございます。

また、３号のキに暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律関連の対象者を追加してございます。

次に、３条でございます。

この条例により、医療費の受けられることのできる者を規定してございます。今回の改正では、第２条の改正に準じた言葉に改正するとともに、第３号で特別な事情により町長が認めた者をということで追加をしてございます。

附則として、この条例は平成２７年４月１日から施行する。

以上、紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

続きまして、４１ページをお開きください。

議案第１８号でございます。

紀美野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例について

紀美野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案の理由でございます。

紀の海広域施設組合の稼働に伴い、それに合わせた分別収集形態に変更する必要があるため改正するものでございます。

まず、今回の条例改正に至った経緯について簡単に説明をさせていただきます。

議員の皆様も、もう御承知のとおり、紀の川市、海南市、紀美野町を構成市町とする紀の海広域施設組合の紀の海クリーンセンターが、平成27年11月より稼働が開始される予定の運びとなっております。これによって、現在町が行ってございますごみの収集及び分別等の形態が変わることとなります。このため、本条例の大幅な改正が必要となることから、全部改正を行うものでございます。

まず、ことし11月から変更となる概要について御説明をさせていただきます。

現在、地域から通常収集した台所ごみにつきましては、海南市クリーンセンターへの搬入・焼却を行ってございます。また、資源ごみや粗大ごみにつきましては、町内3カ所に集積した後、資源ごみについては処理委託業者に売却を行うとともに、粗大ごみにつきましては紀の川市内の委託業者の処理施設において処理を行っているところでございます。これらにつきましては、11月以降、台所ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、いずれも収集を済ませた後、紀の海のクリーンセンターへ全て搬入し処理することとなります。

次に、指定ごみ袋についてでございます。

現在、台所ごみ、スチール缶、アルミ缶、瓶、その他のごみ、瀬戸物等のごみの6種類の指定ごみ袋がございしますが、以前から、名称、また用途がわかりにくいという利用者からのお声が多くあったことから、11月以降については用途がわかりやすい名称としてまいりたいと考えてございます。

名称につきましては、燃やすごみ専用袋、それからリサイクルごみ専用袋、もう一つ、その他不燃ごみ専用袋の3種類の指定ごみ袋に変更することとしてございます。

その利用方法につきましては、従来からあった台所ごみ袋については燃やすごみ専用袋へ、スチール缶・アルミ缶・瓶・その他のごみ袋につきましては、リサイクルごみ専用袋へ、瀬戸物等ごみ袋につきましては、その他不燃ごみ専用袋に取ってかわることとなります。

なお、料金につきましては、大きい袋で10枚400円、小さい袋で10枚300円
でございまして、現在と変わることはございません。

また、事業用ごみにつきましては、現在、家庭系のごみ袋に入れていただいた上で、
事業用の50円のエフを1袋につき一つつけていただいております。家庭ごみと事業系
ごみの明確化を図ってまいりたいため、11月以降においては、エフ制度を廃止し、事
業系の指定ごみ袋を新たに作製し、御利用をしていただくことと考えてございます。

この料金につきましては、家庭系ごみ袋相当額にエフの相当額を足した料金として、
大きな袋につきましては10枚当たり900円、小さい袋につきましては10枚当たり
800円としてございます。現行と同等の料金となつてございまして、変わるというふ
うなことではございません。

次に、ごみの自己搬入についてでございますが、現在は野上管内の粗大ごみについて、
処理手数料を事前に町にお支払いいただいた後に、紀の川市の委託業者の処理施設へ自
己搬入をしていただいております。11月以降につきましては、紀の海クリーンセンタ
ーのごみの受け入れ基準に準じた燃やすごみ、リサイクルごみ、その他不燃ごみ、粗大
ごみについて、町全域から自己搬入ができることとなります。

なお、この際の処理手数料につきましては、紀の海広域施設組合の条例の中で規定さ
れた手数料を当センターへ自己搬入されたときにお支払いしていただくこととなります。
この料金につきましては、排出者みずから搬入した家庭廃棄物につきましては、10キ
ロ当たり50円、日常系一般廃棄物につきましては、10キロ当たり100円となつて
ございます。

以上が、11月以降、変更となる概要でございます。

それでは、条例について説明をさせていただきます。

42ページをごらんいただきたいと思います。

紀美野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

紀美野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する。

まず、1条では条例の目的を規定してございます。

第2条では、この条例で使用される用語の定義について。

第3条では、一般廃棄物処理計画について。

第4条では廃棄物処理に関する町の責務について、また5条では町民等の責務、6条
では事業者の責務について規定してございます。

次、43ページでございます。

7条では、事業者に対して町長が行う指示等について規定してございます。

8条では、清潔の保持等について。

第9条では、町が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処理に対しての協力義務について。

第10条では、前3条の規定に違反した者への改善勧告等について。

次のページ、44ページをお願いします。

第11条では、犬、猫等死体処理について。

第12条では、第1項では家庭ごみの処理の届出について、第2項では事業系ごみの処理の届出について規定してございます。

次、第13条では一般廃棄物の自己搬入について。

14条では、一般廃棄物の処理手数料等について。

それから、15条では使用料の減免について。

16条では、一般廃棄物処理業の許可について。

17条では、浄化槽清掃業の許可について。

18条では、第16条、17条の許可を受けた業者が、関係法令及びこの条例に違反した場合の行政処分を規定してございます。

次、19条でございます。必要な報告の徴収について。

20条では、立入検査について規定してございます。

21条では、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることを規定してございます。

続きまして、附則として、施行期日は、この条例は紀の海広域施設組合の一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の施行の日から施行する。

また、経過措置といたしまして、この条例の施行の際、現に従前の紀美野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定に基づいてなされた許可、指示、その他処分又は申請、届出、その他手続は、この条例の相当規定に基づいてなされた処分又は手続とみなすこととしますとになってございます。

以下、別表がございますが、第1の別表では、第12条1項2号について紀美野町が臨時で収集する区域を示してございます。

別表第2、別表第3、別表第4につきましては、第14条の第1項から第3項までに規定する指定袋、粗大ごみのエフ、臨時ごみ収集の金額を規定してございます。

以上、紀美野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例の説明とさせていただきます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

◎日程第２１ 議案第１５号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第２１、議案第１５号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議題とします。

説明を願います。

税務課長、西岡君。

(税務課長 西岡秀育君 登壇)

○税務課長（西岡秀育君） それでは、議案書３２ページをお開きください。

議案第１５号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

紀美野町国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成２７年３月３日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

紀美野町国民健康保険税の税額等を改正するため、紀美野町国民健康保険税条例を改正するものでございます。

まず、簡単に今回の改正に至った状況について申し上げます。

国民健康保険制度は、被保険者が、いつでも、どこでも安心して医療を受けられるように、被保険者が国民健康保険税を出し合い、お互いに助け合う制度でございます。しかし、被保険者の高齢化の進展、医療技術の高度化、疾病構造の変化等に伴い、医療費も増加傾向になっていることから、極めて厳しい財政運営を強いられています。

このような背景から、国民健康保険制度の運営を維持するために、歳出に対する歳入の財源不足を補うことを目的とした財政調整基金や一般会計から法定外繰入金に頼らざるを得ない状況となっています。しかしながら、法定外繰入金につきましては、その財源は被保険者以外の方も含む町民全体の負担であることから、このまま継続的に増加することは大きな課題と考えています。

紀美野町の国保財政調整基金につきましては、平成２６年度決算見込額では２５６万１,０００円となる予定で、基金としては底をついた状態となっております。法定外繰

入金については、平成25年度は8,300万円であったものが、平成26年度においては、決算見込みでは1億3,600万円となる見通しでございます。また、平成27年度につきましては、1億6,200万円の収入不足見込額を、一般会計から法定外繰入金1億4,400万円、残額約1,800万円を国民健康保険税により賄うことといたしました。

このような状況下から、国民健康保険を持続可能な制度として健全かつ安定的に運営していくためには、やむを得ず平成27年度から被保険者の皆さんにも応分の御負担増をお願いしたいと考えております。

次、33ページをお開きください。

それでは、改正率について簡単に御説明をさせていただきます。

基礎課税につきましては、第3条第1項中、所得割「100分の5.5」を「100分の6.0」に改め、第5条中、均等割「2万900円」を「2万2,200円」に、第5条の2第1号中、平等割「1万8,000円」を「2万円」に、後期高齢者支援金課税分につきましては第6条中、所得割「100分の1.7」を「100分の1.9」に、第7条の2中、均等割「6,100円」を「6,600円」に、第7条の3第1項中、平等割「5,000円」を「5,500円」に改め、同条第2号中、特定世帯「2,500円」を「2,750円」に、同条第3号中、特定継続世帯「3,750円」を「4,125円」に、介護納付金課税分につきましては、第8条中、所得割「100分の1.6」を「100分の1.7」に、第9条2中、均等割「7,100円」を「7,500円」に、第9条の3中、平等割を「5,200円」を「5,500円」に改める。

続きまして、第23条第1号から第3号につきましては、7割、5割、2割の軽減額の規定でございますので、ごらんになっていただきたいと思います。

次に、附則でございます。

附則

(施行期間)

第1項、この条例は、平成27年4月1日から施行するものです。

(適用区分)

第2項、改正後の紀美野町国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度の国民健康保険税等について適用し、平成26年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

(税務課長 西岡秀育君 降壇)

◎日程第２２ 議案第１９号 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第２２、議案第１９号、紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について、議題とします。

説明を願います。

消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長（家本 宏君） 議案書、４８ページをお開きください。

議案第１９号 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について

紀美野町火災予防条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成２７年３月３日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

本条例を制定した際、旧条例からの引用漏れがあったため、紀美野町火災予防条例の改正を行うものでございます。

議案書、４９ページをごらんください。

紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例

紀美野町火災予防条例（平成１８年条例第１４９号）の一部を次のように改正する。

第４７条に次の１項を加える。

２項 前項の規定による検査を受けようとする者は、紀美野町消防手数料条例（平成１８年紀美野町条例第５６号）に定める額の手数料を納めなければならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

簡単に御説明を申し上げます。

この条例につきましては、新旧対照表の３９ページのとおりでございます。平成１８年１月１日の本条例制定時におきまして、旧条例から引用漏れがあったもので、指定数量未満の危険物、または指定可燃物を貯蔵し、また取り扱うタンクを製造し、また設置しようとする者は、申し出により、水張検査、または水圧検査を受けることができますが、その際に、紀美野町消防手数料条例に定める額の手数料を納めなければならない旨

を規定した項を加えるものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

(消防長 家本 宏君 降壇)

◎日程第２３ 議案第２０号 新町まちづくり計画の変更について

○議長（小椋孝一君） 日程第２３、議案第２０号、新町まちづくり計画の変更について、議題とします。

説明をお願いします。

総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長（牛居秀行君） 議案書の５０ページをごらんください。

議案第２０号 新町まちづくり計画の変更について

新町まちづくり計画について、別添のとおり変更したいので、市町村の合併の特例に関する法律第５条第７項の規定により議会の議決を求める。

平成２７年３月３日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の改正に伴い、被災地域以外の合併市町村においても、合併特例債の発行期限が１０年から１５年に延長することができることとなったため、新町まちづくり計画の変更を行うものでございます。

それでは、計画変更の説明をさせていただきますが、その前に変更概要につきまして申し上げます。

新町まちづくり計画は、合併前に設置されました野上町・美里町合併協議会において、新町のまちづくりの方向性を示すことを目的に策定された計画でございます。現在では、本計画をもとに策定された「紀美野町長期総合計画」がまちづくりの基本計画となっております。本来は、平成２７年度までしか合併特例債が活用できないものとなっておりますけれども、今回、本計画を変更することで平成３２年度まで合併特例債を活用することができるものでございます。

計画の主な変更は、計画期間の延長に伴い主要指標を直近の数値として反映させております。

なお、現在の紀美野町のまちづくりの基本計画は、あくまでも「紀美野町長期総合計

画」であり、今回提案しております計画の変更は、あくまでも合併特例債の発行期限を延長することを目的とした必要最小限の変更といたしております。そのため、事業や施策の変更につきましては、廃止となった事業及び名称が変更された事業等の修正としております。

それでは、お手持ちの新町まちづくり計画の新旧対照表に沿って説明させていただきたいと思いますので、ごらんいただきたいと思います。別添の新旧まちづくり計画の変更書です。先ほどの条例とはちょっと違いますので、別添でつけさせていただいております。御準備、よろしいでしょうか。

それでは、新町まちづくり計画の変更に係る新旧対照表の２ページをごらんください。最下段におきまして、下線部の語句の追記をいたしております。

次に、３ページをお開きください。

左端にございます項目名１．の基本的な条件、（２）の３）まちづくり・人づくりの将来に関する記述につきましては、「ゴミ」という語句の表記を片仮名表記から平仮名表記に変更しております。

次の項目名１．基本的な条件の（３）の３）計画の期間の記述につきましては、計画対象期間の１０年を１５年に期間変更を行っております。

次に、項目名２の新町の概況とまちづくりの課題の（１）位置と地勢の記述につきましては、条文をより簡略化するとともに、町の面積を１２８．０１平方キロから１２８．３１平方キロに変更を行っております。

次に、４ページをお開きください。

このページにおきましては、新町の位置を示す図表６を、よりわかりやすい表記とするとともに、注釈の記述で「野上町から」という表記を「本庁から」という記述に変更しております。

また、その下の両町の面積を示す表の中で、美里町の面積を「８９．４５平方キロ」から「８９．７５平方キロ」に変更し、合計につきましても、「１２８．０１平方キロ」から「１２８．３１平方キロ」に変更をいたしております。

次に、５ページをごらんください。

項目名（２）人口の記述につきましては、現時点の情報に即した記述内容に変更をしております。主な変更箇所につきましては、下線部となっておりますので御高覧賜りたいと存じます。

また、その下の図表7につきましては、現時点での統計数値に即したものとするとともに、最終年度を「平成27年度」から「平成32年度」に変更した形としております。

次に、6ページをごらんください。

項目名の（3）産業の記述の変更につきましては、下線部の変更となります。対照表の最上段の行の「昭和55年から平成12年にかけて」という記述を「昭和55年から平成22年にかけて」という記述に変更。

その下の行の「7,800人から約6,100人まで20%以上減少」という記述を、「7,800人から約4,700人まで40%減少」と記述がえをしております。

次に、下から3行目の「2町全体で15.9%」という記述を「全体で13.2%であり」に変更し、全国平均の「5%」という記述を全国平均の「4.2%」に変更し、県平均の「10.6%」という記述を県平均の「9.6%」という記述にそれぞれ変更しております。

次に、一番下の棒グラフでは、最終年度を「平成12年度」から「平成22年度」に変更し、それぞれの数値につきましては直近の統計数値と入れかえを行っております。

次に、7ページをごらんください。

農業についての記述につきましては、最上段で「両町」という表記を「新町の」という記述に改め、農業の記述の下段に「6次産業化に取り組む」記述を追加しております。

次に、林業の記述につきましては、一番上の行で、野上町と美里町を分けて記述していた部分を新町としてまとめた記述に変更しております。

林業についての記述の下から2行目では、「2町において」という記述を「新町において」と変更してございます。

次に、観光についての記述につきましても、野上町と美里町を分けた記述としておりましたが、新町としての記述に変更し、上から3行目の「年間30万人」という記述を「年間50万人」に変更しております。また、「休耕田を活用したチューリップ園」という記述の削除を行っております。また、最下段の行の「世界遺産登録など」という記述を「県及び町の施策により世界遺産地域からの」という表記に変更しております。

次に、8ページをごらんください。

項目名（4）の土地利用についての記述につきましては、「大池貴志川県立自然公園」という記述を削除しております。また、森林面積を「9,633ヘクタール」から「9,632ヘクタール」に変更しております。また、その下の図表9の表題で、「野

上町・紀美野町」という記述を「新町」という記述に変更しております。

次に、9ページをごらんください。

新町の道路交通網図の中で「大池貴志川公園」という記述を削除し、その下の多自然保全ゾーンの説明書きの記述から大池貴志川県立自然公園という記述を削除しております。これは、既に県立公園の指定がなくなったための削除でございます。

次に、10ページをごらんください。

項目名 新町の施策（１）の５）の快適な環境・基盤づくりについての記述につきましては、「消防防災」という語句を「消防」と「防災」に分けた記述としております。

次に、項目名４の（２）の２）の安心で健康な暮らしづくりに関する記述につきましては、上から４行目の「各種福祉事業」という記述を「各種保健福祉事業」という記述に変更し、その下の行の「老人保健福祉計画」という記述を「老人福祉計画」という記述に変更しております。

また、その下の表では、①生きがい・健康づくりの推進の主要事業の項目から「健康まつり」を削除し、④の子育て支援の推進の主要事業の欄の上から２行目の「母子健康保健事業」という記述を「母子保健事業」という記述に変更してございます。

次に、11ページをごらんください。

項目名の欄の４）の豊かな教育と文化づくりに関する記述の中の④人権文化の創造の記述内容の変更につきましては、下線が引いてある部分であります。記述内容をよりわかりやすい記述内容に変更したものでございます。

また、⑤のスポーツの振興に関した記述の変更につきましても、意味合いは同じでございしますが、簡潔な記述に変更したものでございます。

次に、12ページをごらんください。

表中、⑤のスポーツの振興の主要事業欄から「総合型地域スポーツクラブ育成事業」という記述を削除しております。これにつきましては、事業がなくなったための削除でございます。

また、その下の５）の快適な環境・基盤づくりに関する記述の中の①の自然環境の保全に関する記述につきましては、中ほどより下の行で「ゴミ」という語句を片仮名表記から平仮名表記に変更してございます。

次に、13ページをごらんください。

バイオマスの記述につきましては、上から４行目の「ゴミ」という語句を片仮名表記

から平仮名表記に変更してございます。

次に、④の「消防防災」という記述を「消防」と「防災」に分けた記述に変更しております。中ほどの行の下線部の変更につきましても同じでございます。

その下の⑦の衛生環境の充実に関する記述につきましても、「ゴミ」という語句の表記を片仮名から平仮名に変更しております。

次に、14ページをごらんください。

表の変更でございます。④の消防・防災・防災体制の充実の欄で、一番上の行で、「地すべり防止対策事業」という記述から「防止」という語句を削除して「地すべり対策事業」とし、括弧内の「県事業」という語句を削除し、「国土交通省」という記述を追加しております。また、消防防災の表記を消防と防災に分けた記述とし、下から2行目の「地すべり対策事業（県事業）」という記述を削除しております。

また、⑤の道路網の整備の欄では、新たに「町道改良事業」という記述を追加し、⑦の欄では「ゴミ」という語句を片仮名表記から平仮名表記に変更しております。

次に、15ページをごらんください。

項目名5の和歌山県事業の推進についての記述の中の表の変更でございます。

主要施策の二つ目の「消防防災・防犯体制の充実」という記述を「消防・防災・防犯体制の充実」という記述に変更し、主要事業の欄では、「地すべり防止対策事業」という記述から「防止」という語句を削除し、「地すべり対策事業」という記述に変更し、括弧内の記述に「県事業及び国土交通省」という語句を追加記述しております。

次に、その下の項目名7の財政計画の（1）の前提条件の記述につきましては、「平成17年度から平成27年度」という記述を「平成17年度から平成32年度まで」と変更し、その下の行の下線部の「10年間」という記述を「15年間」という記述に変更してございます。

次に、①の地方税、②の地方交付税に関する記述の変更につきましては、下線部の記述がえを行っております。

また、⑤の地方債についての記述につきましては、より詳細な記述に変更をいたしております。

次に、16ページをごらんください。

②の物件費の記述につきましては、現状に即した記述に変更してございます。

また、⑤につきましては、「普通建設事業費」という記述を「投資的経費」という記

述に変更しております。

⑥の公債費につきましての記述については、「平成１６年度まで」という記述を「平成２５年度まで」という記述に変更し、「平成１７年度以降」という記述を「平成２６年度以降」という記述に変更しております。

次に、１７ページから１８ページにかけましての表の変更につきましては、数値を実績値と入れかえ、現時点での推計値の数値として数値変更を行っているものでございます。

また、１８ページの表の区分欄の６行目の「普通建設」という記述を「投資的経費」という記述に変更してございます。

以上、簡単でございますが、議案第２０号の説明とさせていただきます。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

◎日程第２４議案第２１号 紀美野町過疎地域自立促進計画の変更について

◎日程第２５議案第２２号 辺地総合整備計画の変更について

○議長（小椋孝一君） 日程第２４、議案第２１号、紀美野町過疎地域自立促進計画の変更について及び日程第２５、議案第２２号、辺地総合整備計画の変更について、一括議題とします。

説明を願います。

企画管財課長、中谷君。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 登壇)

○企画管財課長（中谷嘉夫君） それでは、議案書の５１ページをお願いいたします。

議案第２１号 紀美野町過疎地域自立促進計画の変更について

紀美野町過疎地域自立促進計画の一部を次のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第６条第７項において準用する同条第１項の規定により、議会の議決を求める。

平成２７年３月３日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案の理由につきましては、紀美野町過疎地域自立促進計画において交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、教育の振興の事業計画及び事業内容を変更するものでございます。

次のページをお願いいたします。

計画の変更についての説明資料です。

紀美野町過疎地域自立促進計画の変更について

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進について、計画書20ページに記載されています。

(3) 計画の(1)市町村道、道路の事業の中に境谷1号線改良L=100メートル、W=3.0メートル。事業主体、町を追加し、道路事業を計14件とするものです。

次に、(6)電気通信施設等情報化のための施設、その他の情報化のための施設、光通信網整備事業。事業主体、町を追加し、計1件とするものです。

変更に係る理由でございますが、境谷1号改良につきましては、本線は以前からの生活路線であるが、幅員が狭く、緊急時においても緊急車両が入れない等の支障を来している現状であることから、道路の改良を行い、整備をするものでございます。

また、光通信網整備事業につきましては、町内にはインターネット利用環境が電話線を使った低速のADSLサービスしかない地域があるため、民間通信事業者に補助金を拠出し、光通信網の整備を図るものです。

次のページをお願いいたします。

7 教育の振興について

計画書32ページに掲載しております。

(3) 計画の(3)集会施設、体育施設等集会施設の中に永谷集会所新築、事業主体に町を追加し、次にその他くすのき公園遊具設置事業、事業主体に町を追加し、計10件とするものです。

変更に係る理由ですが、永谷集会所新築につきましては、住民自治、生涯学習、地域福祉活動等の拠点になる当該集会施設の老朽化に伴い新たに整備するものでございます。

また、くすのき公園遊具設置事業につきましては、公園近隣には児童公園もない現状であることから、遊具を新たに設置するものでございます。

以上、議案第21号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の54ページをお願いいたします。

議案第22号 辺地総合整備計画の変更について

辺地総合整備計画を別案のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 3 月 3 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

辺地総合整備計画の変更を行いたいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により提案するものでございます。

議案書の 55 ページをお願いいたします。

紀美野町国吉辺地の総合整備計画書でございます。

このうち、今回の変更する箇所は、ページ中段の 3. 公共的施設の整備計画の中に、みさと天文台空調設備整備事業として、事業主体は町、事業費は 350 万円。この財源内訳につきましては、全額を一般財源とし、また、その全額を辺地対策事業債の予定額とするものです。

実施年度につきましては、平成 27 年度となります。

当事業を追加するものでございます。

以上、簡単でございますが、辺地総合整備計画の変更に係る説明とさせていただきます。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 降壇)

◎程第 26 議案第 23 号 紀美野町道路線の変更について

○議長 (小椋孝一君) 日程第 26、議案第 23 号、紀美野町道路線の変更について、議題とします。

説明を願います。

建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

○建設課長 (山本広幸君) 議案書の 56 ページをお願いします。

議案第 23 号 紀美野町道路線の変更について

道路法第 10 条第 2 項の規定により、紀美野町道路線を下記とおり変更したいので、同条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 3 月 3 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

平線につきましては、町道平中通り 2 号線で新龍光寺橋が新設されたことにより、旧橋梁の撤去と一部道路部分が廃止となったことにより、平線の起点を旧野上農協前から旧龍光寺橋を渡った貴志川左岸の平地区に起点を変更するものでございます。

次に、平中通り 2 号線の終点につきましては、新龍光寺橋を通り、平線で廃止した一部

道路部分を含み、旧野上農協前まで延長して終点とするものであります。

次に、朝日線につきましては、国道３７０号の小西工区バイパス区間が供用開始となりましたので、旧路線小西集会所前から大門橋を渡った貴志川左岸まで延長して起点とするものでございます。

次に毛原線、これにつきましても、国道３７０号の毛原工区バイパス区間が供用開始となりましたので、旧路線毛原トンネル入り口付近から毛原宮神社前を通り、毛原中集会所前まで延長して起点とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

◎日程第２７ 議案第２４号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

◎日程第２８ 議案第２５号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

◎日程第２９ 議案第２６号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

◎日程第３０ 議案第２７号 教育委員会委員の任命の同意について

◎日程第３１ 議案第２８号 人権擁護委員候補者の推薦について

◎日程第３２ 議案第２９号 人権擁護委員候補者の推薦について

◎日程第３３ 議案第３０号 人権擁護委員候補者の推薦について

◎日程第３４ 議案第３１号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（小椋孝一君） 日程第２７、議案第２４号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、日程第２８、議案第２５号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、日程第２９、議案第２６号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、日程第３０、議案第２７号、教育委員会委員の任命の同意について、日程第３１、議案第２８号、人権擁護委員候補者の推薦について、日程第３１、議案第２９号、人権擁護委員候補者の推薦について、日程第３３、議案第３０号、人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第３４、議案第３１号、人権擁護委員候補者の推薦について、一括議題とします。

説明を願います。

町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長（寺本光嘉君） 議案書の５７ページをお願いいたします。

議案第２４号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてでございます。

下記の者を紀美野町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名は若林 豊、生年月日が昭和22年2月8日生まれです。住所が、紀美野町下佐々468番地でございます。

この平成27年3月31日をもって、任期満了に伴います委員の再任をお願いしたいということで提案をさせていただきました。

続きまして、議案第25号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてでございます。

氏名は浦 啓之、生年月日は昭和9年1月2日生まれ、住所が紀美野町蓑垣内1番地1。

この方も、平成27年3月31日をもって任期満了になりますので、この委員の再任をお願いしたいということでございます。

続きまして、59ページ。

議案第26号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてでございます。

氏名は楠木幸雄、生年月日は昭和17年9月24日生まれ、住所は紀美野町動木90番地1でございます。

平成27年3月31日をもって任期満了となりますので、再任をお願いしたいということで上程をさせていただいておりますので、十分御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、60ページ。

議案第27号、教育委員会委員の任命の同意についてでございます。

次の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名は岩橋恭子、生年月日は昭和28年3月24日生まれ、住所は紀美野町長谷660番地でございます。

前任者の方が平成27年の3月18日をもって任期満了となりますので、新たに委員の選任を提案させていただいておりますので、ひとつ御審議のほどお願いを申し上げます。

続きまして、61ページ。

議案第28号、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

氏名は上段順弘、生年月日は昭和18年1月17日生まれ、住所は紀美野町養垣内252番地1でございます。

平成27年6月30日をもって任期が満了となりますので、この委員候補として推薦をしてみたい、そうしたことでございます。

続きまして、議案第29号、同じく人権擁護委員候補者の推薦でございます。

氏名は中前和子、生年月日は昭和21年7月23日生まれ、住所は紀美野町安井168番地3でございます。

この方も平成27年6月30日をもって任期が満了となるため、再度、委員候補者として推薦をいたしたい、そうしたことでございます。

続きまして、63ページ。

議案第30号、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

氏名は南條俊樹、生年月日は昭和23年4月5日、住所は紀美野町毛原宮166番地2でございます。

この方も平成27年6月30日をもって任期満了となりますので、再度、委員候補者として推薦をしてみたいということでございます。

続きまして、64ページ。

議案第31号、人権擁護委員候補者の推薦についてということで、氏名は川嶋早苗、生年月日は昭和25年7月28日生まれ、住所は紀美野町下佐々267番地1でございます。

この方も平成27年6月30日をもって任期が満了となるため、再度、委員候補者として推薦をしてみたい、そうしたことで上程をさせていただいておりますので、どうか十分御審議の上、御承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

◎日程第35 議案第32号 平成26年度紀美野町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第35、議案第32号、平成26年度紀美野町一般会計補正予算（第7号）について、議題とします。

説明を願います。

総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長(牛居秀行君) 議案書の66ページをお開きください。

議案第32号 平成26年度紀美野町一般会計補正予算(第7号)

平成26年度紀美野町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,017万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億7,490万1,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成27年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

74ページをお開きください。

歳入でございます。

1款、町税、4項、1目、市町村たばこ税で600万円の減額補正でございます。これにつきましては、実績による推計値の減額によるものでございます。

次に、12款、分担金及び負担金、1項、3目、災害復旧費分担金で87万円の減額補正でございます。これにつきましては、農地災害復旧事業の額の確定に伴います受益者分担金の減額でございます。

次に、13款、使用料及び手数料、2項、3目、土木手数料で980万円の減額補正でございます。これは、建設残土処理手数料の減額によるものでございます。

次に、14款、国庫支出金、1項、1目、民生費国庫負担金で55万7,000円の増額でございます。この増額につきましては、国民健康保険基盤安定負担金の額の確定に伴います増額補正でございます。

次に、3目、災害復旧費国庫負担金で244万7,000円の減額補正でございます。

これにつきましては、公共土木施設災害復旧事業の額の確定に伴います国の負担金の減額によるものでございます。

次に、14款、国庫支出金、2項、1目、総務費国庫補助金で6,381万2,000円の増額補正でございます。これにつきましては、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく地域の住民生活等緊急支援のための交付金として、消費喚起・生活支援型交付金で2,643万1,000円、地方創生先行型交付金といたしまして3,738万1,000円、合わせまして6,381万2,000円の交付金となっております。

次に、2目、民生費国庫補助金で11万円の増額補正でございます。子育て世帯臨時特例給付金事業補助金でございます。

次に、3目、衛生費国庫補助金で248万5,000円の減額補正でございます。これにつきましては、循環型社会形成推進交付金の減額による補正でございます。

次に、6目、教育費国庫補助金で143万円の増額補正でございます。へき地児童生徒援助費等補助金の補正でございます。

次のページ、75ページをごらんください。

15款、県支出金、1項、1目、民生費県負担金で278万4,000円の増額補正でございます。内訳といたしましては、3節、国民健康保険基盤安定負担金で382万7,000円の増額、4節、老人福祉費負担金で104万3,000円の減額補正となっております。

次に、15款、県支出金、2項、3目、衛生費県補助金で248万5,000円の減額補正でございます。これにつきましては、合併浄化槽設置事業の額の確定による県補助金の減額補正でございます。

次に、5目、商工費県補助金で730万円の減額補正でございます。これは、主に観光看板の設置補助の額の減額によるものでございます。

次に、8目、災害復旧費県補助金で394万9,000円の減額補正でございます。これにつきましては、農地農業用施設災害復旧事業の額の確定による県補助金の減額によるものでございます。

次に、16款、財産収入、2項、2目、不動産売払収入で994万8,000円の増額補正でございます。これにつきましては、国道370号の改良工事に伴う代替用地として、大角にございます2筆の町有地の売却代金でございます。

次に、18款、繰入金、1項、1目、財政調整基金繰入金で1,551万8,000円

の増額補正でございます。

次のページでございます。

21款、町債、1項、5目、商工債で2,800万円の減額でございます。これにつきましては、生石高原の第2駐車場整備事業の減額に伴い、辺地対策事業債で2,500万円の減額、観光看板設置事業費の減額により過疎対策事業債が300万円の減額となっております。次に、土木債では、2,510万円の減額補正でございます。この過疎対策事業債の減額につきましては、町道南線改良工事におきまして財源内訳の変更をいたしました。そのための変更となっております。

次に8目、教育債で130万円の減額補正でございます。これにつきましては、スクールバスの購入におきまして国の補助金がついたため、起債を減額したものでございます。

次に、10款、災害復旧費で1,460万円の減額補正でございます。内訳といたしましては、1節、補助災害復旧事業債で660万円の減額、2節、単独災害復旧事業債で800万円の減額となっております。

次に、歳出でございます。

77ページをごらんください。

2款、総務費、1項、5目、企画費で2,450万円の増額補正でございます。内訳といたしまして、13節、委託料で地方版のまち・ひと・しごと創生総合戦略対策支援業務委託料として700万円、19節、負担金補助及び交付金で1,750万円の増額となっております。

次に、2款、総務費、5項、1目、指定統計費で40万円の増額補正でございます。

次に、3款、民生費、1項、3目、老人福祉費で350万円の増額補正でございます。内訳といたしましては、7節、賃金で140万円、19節、負担金補助及び交付金で210万円のそれぞれ増額となっております。

次に、4目、障害者福祉費で1,435万円の増額補正でございます。内訳といたしまして、3節、職員手当等で15万円、20節、扶助費で1,420万円それぞれ増額でございます。扶助費の内容につきましては、説明欄のとおりでございます。

次に、11目、国民健康保険事業費で584万6,000円の増額補正でございます。これにつきましては、国保の基盤安定負担金の額の確定に伴います国保会計への繰出金の増額でございます。

次のページでございます。

3款、民生費、1項、12目、介護保険事業費で444万6,000円の増額補正でございます。介護保険事業特別会計への繰出金でございます。

13目、後期高齢者医療費で2,623万9,000円の減額補正でございます。これにつきましては、基盤安定負担金の額の確定によるものと平成25年度の療養給付費負担金の精算分といたしまして、2,484万9,826円が戻ってきたことによる繰出金の減額補正となっております。

次に、3款、民生費、2項、1目、児童福祉総務費で2,004万5,000円の増額補正でございます。内訳といたしまして、3節、職員手当等で27万5,000円、11節、需用費で83万1,000円、12節、役務費で22万9,000円、13節、委託料で1,871万円それぞれ増額補正となっております。

8目、子育て世帯臨時特例給付事業費で11万円の増額補正でございますが、20節、扶助費の補正となっております。

次に、4款、衛生費、1項、5目、成人保健対策費で269万8,000円の増額補正でございます。各種健診委託料の補正でございます。

次に、7目、診療諸費で184万5,000円の減額補正でございます。国保診療所事業特別会計への繰出金の減額補正でございます。これにつきましては、国の調整交付金の増額によるものでございます。

次のページ、79ページをごらんください。

4款、衛生費、2項、3目、し尿処理費で840万6,000円の減額補正でございます。これにつきましては、合併浄化槽設置補助事業の額の確定による減額補正でございます。

5款、農林水産業費、1項、3目、農業振興費で680万円の増額補正でございます。これにつきましては、国の地方創生先行型交付金を活用して、農業用機械の購入補助を10%から20%へと補助率を上げて取り組んでいくための補正でございます。

次に、5款、農林水産業費、4項、1目、山村振興総務費で200万円の増額補正でございます。これにつきましても、地方創生先行型交付金を活用して婚活支援事業のグレードアップをし、100万円を計上。また、空き家の活用をより推進させるため、空き家の家主に1件当たり10万円の補助をする補助制度を新設し、10件分の補助として100万円、合わせまして200万円の増額補正となっております。

次に、6款、商工費、1項、1目、商工振興費で814万円の増額補正でございます。内訳として、3節、職員手当で5万6,000円の増額、4節、共済費で4,000円の増額、13節、委託料で408万円の増額。この増額につきましては、町内の宿泊施設や町内の店舗で使用できる割引券の換金業務委託料でございます。この事業につきましても、消費喚起・生活支援型の国の交付金を活用してございます。

次のページ、19節、負担金補助及び交付金で400万円の増額補正でございます。これにつきましても、国の消費喚起・生活支援型交付金を活用し、プレミアム率30%の商品券を発売していただく補助金として400万円の計上となっております。

次に、2目、観光費で3,077万4,000円の減額補正でございます。内訳といたしましては、13節、委託料で850万円の減額、15節、工事請負費で2,477万4,000円の減額、19節、負担金、補助及び交付金で250万円の増額補正となっております。内訳としましては、説明欄のとおりでございます。

次に、7款、土木費、1項、1目、土木総務費で6万5,000円の増額補正でございます。県道路協会への負担金の増額でございます。

次に、7款、土木費、2項、2目、道路橋りょう新設改良費では、財源内訳の変更でございます。

次に、7款、土木費、3項、1目、住宅管理費で20万4,000円の増額補正でございます。これにつきましては、町営住宅野中団地のポンプ棟の塗装の修繕料でございます。

次のページ、81ページをごらんください。

7款、土木費、5項、1目、建設残土処理費で169万8,000円の減額補正でございます。13節、委託料の減額でございます。内訳につきましては、説明欄のとおりでございます。

次に、9款、教育費、1項、3目、教育諸費で83万2,000円の増額補正でございます。8節、報償費で国の地方創生先行型交付金を活用して、対応の困難な子供たちや保護者に対しての訪問等による傾聴や助言により改善を図るべく、教育相談員の報償費を計上してございます。

次に、9款、教育費、2項、1目、学校管理費で66万4,000円の増額補正でございます。この増額につきましては、野上小学校の給食用備品として、炊飯器、回転釜、配送用の食缶を購入するための増額補正でございます。

次に、9款、教育費、4項、1目、社会教育総務費で22万円の増額補正でございます。3節、職員手当等の補正でございます。

次に、3目、公民館費で153万7,000円の増額補正でございます。15節、工事請負費の補正でございます。

次に、9目、文化センター管理費で103万6,000円の減額補正でございます。内訳といたしまして、11節、需用費で60万円の増額、82ページをごらんください。13節、委託料で50万1,000円の増額、15節、工事請負費で213万7,000円の減額となっております。増減内容につきましては、説明欄のとおりでございます。

次に、9款、教育費、5項、3目、国体推進費69万5,000円の減額補正でございます。賃金の減額でございます。

次に、10款、1項、1目、道路橋りょう災害復旧費で866万8,000円の減額補正でございます。これにつきましては、補助災害復旧工事費及び単独災害復旧工事費の額の確定による減額補正でございます。

次に、10款、災害復旧費、2項、1目、農地農業用施設災害復旧費で789万6,000円の減額補正でございます。補助災害復旧工事費の額の確定によるものでございます。

次に、2目、林業施設災害復旧費で110万円の減額補正でございます。これにつきましては、単独災害復旧工事費の確定による減額補正でございます。

次に、83ページをごらんください。

11款、公債費、1項、1目、元金で142万7,000円の増額補正でございます。次に、2目、利子で1,960万4,000円の減額補正でございます。

議案書の70ページにお戻りください。

第2表 繰越明許費でございます。

全部で16事業ございまして、そのうち13事業につきましては、先ほど歳出の説明で申し上げました国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく地域住民生活等緊急支援のための交付金である消費喚起・生活支援型交付金と地方創生先行型交付金を活用した事業となっております。

なお、繰越事業費の総額につきましては、7,767万2,000円となっております。

次のページ、71ページをごらんください。

第3表 地方債補正でございます。

まず、一般単独事業債では、限度額を130万円減額の2億2,580万円に、辺地対策事業債では2,500万円減額の2,280万円に、過疎対策事業債では2,810万円減額の2億1,000万円に、災害復旧事業債では1,460万円減額の830万円にそれぞれ変更するものでございます。

なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

以上、簡単でございますが、議案第32号、平成26年度紀美野町一般会計補正予算（第7号）の説明といたします。

（総務課長 牛居秀行君 降壇）

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午後 0時03分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時00分）

◎日程第36 議案第33号 平成26年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について

◎日程第37 議案第34号 平成26年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）について

◎日程第38 議案第35号 平成26年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第36議、議案第33号、平成26年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、日程第37、議案第34号、平成26年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）について、及び日程第38、議案第35号、平成26年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、一括議題とします。

説明を願います。

住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長 (増谷守哉君) それでは、84ページをお願いします。

議案第33号 平成26年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

平成26年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,173万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,220万1,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

89ページをごらんいただきたいと思います。

2の歳入でございます。

3款、国庫支出金、1項、1目療養給付金等負担金で1,568万8,000円の減額補正でございます。これにつきましては、現年度の負担金額で推計減額によるものでございます。

次に、3款、国庫支出金、2項、1目、財政調整交付金で4,173万2,000円の増額補正となっております。これにつきましては、特別調整交付金において野上厚生病院の電子カルテ導入事業分4,000万円の増額、また同じく野上厚生病院の保険事業分で14万円の減額、それに加えて診療所の健康管理事業分で187万2,000円の増額となったものでございます。

次、6目、災害臨時特例補助金で8万6,000円の増額でございます。これにつきましては、東日本大震災に伴う特例措置による医療保険者の増額負担分を補助するもので、紀美野町へは1名の方が避難されていることに伴うものでございます。

次に、10款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金で584万6,000円の増額でございます。保険基盤安定繰入金でございます。

次に、2目、財政調整基金繰入金で976万2,000円の増額でございます。歳入の不足分を補うものです。これによりまして、基金の残高につきましては256万1,000円の残高となっております。

次に、90ページをお願いします。

３の歳出でございます。このページに計上してございます２款の保険給付費、３款、後期高齢者支援金と６款、介護の納付金の各目につきましては、国・県支出金から一般財源への財源構成となっております。

次に、９１ページをお願いします。

９款、諸支出金、１項、２目、償還金６,０００円の増額でございます。平成２５年度の精算に伴います国保調整交付金の過年度返還金によるものでございます。

次に、２項、１目、繰入金４,１７３万２,０００円の増額でございます。これにつきましても、歳入でも御説明させていただきました厚生病院の電子カルテ導入等、また、へき地診療所において増額となったものでございます。

以上、簡単でございますが、平成２６年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）についての説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案書の９２ページ、次のページをお願いしたいと思います。

議案第３４号 平成２６年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第２号）

平成２６年度紀美野町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１００万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８,７３７万４,０００円とする。

２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

平成２７年３月３日提出 紀美野町長 寺本光嘉

９７ページをごらんいただきたいと思います。

２ 歳入でございます。

１款、診療収入、１項、１目、外来収入で１０２万７,０００円の減額補正でございます。これにつきましては、平成２５年度の決算収入実績及び本年度の収入実績による減額推計によるものでございます。

次に、３款、繰入金、１項、１目、一般会計繰入金で１８４万５,０００円の減額補正でございます。これにつきましても、今回の補正による歳入歳出の調整のための減額補正となっております。

次に、2目、国民健康保険事業特別会計繰入金で187万2,000円の増額補正で
ございます。これにつきましては、調整交付金でございます。

次に、98ページをお願いします。

2の歳出でございます。

1款、総務費、1項、1目、一般管理費で100万円の減額補正でございます。この
内訳につきましては、7節、賃金で129万7,000円の減額でございます。これに
つきましては、臨時職員の出勤実績に伴う減額となっております。また、修繕費で2
7万6,000円の増額となっております。これにつきましては、診療所の浄化槽等
の修繕に伴う補正でございます。

以上、簡単でございますが、平成26年度紀美野町の国民健康保険診療所事業特別会
計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案書の100ページをお願いします。

議案第35号 平成26年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成26年度紀美野町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定める
ところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ139万円を減額し、歳入歳出予
算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,557万4,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

105ページをごらんいただきたいと思います。

2の歳入でございます。

3款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金で2,623万9,000円の減額補正で
ございます。この減額の要因につきましては、まず2節、保険基盤安定繰入金で139
万円の減額です。これは、前年度の保険基盤安定負担金の精算に伴うものでございます。
次の3節、療養給付費繰入金2,484万9,000円の減額でございます。これにつき
ましては、その下の5款、2項、1目の雑入と関連したもので、前年度の療養給付費負
担金の精算に伴うものでございます。

次に、5款、諸収入、2項、1目、雑入2,484万9,000円の増額補正でござい

ます。前年度の療養給付費負担金の精算に伴うものでございます。

次のページ、１０６ページをお願いします。

３の歳出でございます。

２款、後期高齢者医療広域連合納付金、１項、１目、後期高齢者医療広域連合納付金で１３９万円の減額補正でございます。これにつきましては、前年度の保険基盤安定負担金の精算によるものでございます。

以上、簡単でございますが、平成２６年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の説明とさせていただきます。

以上、特別会計補正３議案提出させていただいております。

（住民課長 増谷守哉君 降壇）

◎日程第３９ 議案第３６号 平成２６年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第３９、議案第３６号、平成２６年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について、議題とします。

説明を願います。

保健福祉課長、宮阪君。

（保健福祉課長 宮阪 学君 登壇）

○保健福祉課長（宮阪 学君） それでは、議案第３６号、１０８ページをお開きください。

平成２６年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

平成２６年度紀美野町の介護保険事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２,３１７万５,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６億５,０１４万１,０００円とする。

２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条 地方債の変更は、「第２表 地方債補正」による。

平成２７年３月３日提出 紀美野町長 寺本光嘉

続きまして、１１４ページをお開きください。

２ 歳入

１款、保険料、１項、介護保険料、１目、第１号被保険者保険料、補正額１００万円。これにつきましては、所得段階の高い方がふえたためでございます。

続きまして、２項、国庫負担金、１目、介護給付費負担金、補正額３３７万８,０００円。これにつきましては、各サービスの増に伴います。

続いて、２項、国庫補助金、１目、調整交付金７７万３,０００円の減額でございます。１節、現年度分、額確定による減額でございます。

５目、介護保険事業補助金、補正額１６２万円。これにつきましては、新制度改正に伴うシステム改修分２分の１の国庫補助でございます。内訳は、介護報酬の改定が主な改正内容でございます。

続いて、１項、支払基金交付金、１目、介護給付費交付金、補正額５５４万２,０００円。これにつきましても各サービス増によります。２号被保険者分の交付金でございます。

１項、県負担金、１目、介護給付費負担金２８３万３,０００円、補正額。これにつきましては、現年度分県負担分でございます。各サービス増による県負担分でございます。

１項、一般会計繰入金、１目、介護給付費繰入金２３８万９,０００円の補正額でございます。これにつきましても、各サービス増による町負担分でございます。

続きまして、１１５ページをお開きください。

４目、事務費繰入金、補正額２０５万７,０００円。これにつきましては、システム改修分及び超勤の増でございます。

２項、雑入、４目、雑入、補正額３８万５,０００円。これにつきましては、予防給付の対象者がふえたためでございます。

続いて、１項、財政安定化基金貸付金、１目、財政安定化基金貸付金４７４万４,０００円の補正でございます。

続きまして、１１６ページをお願いいたします。

３ 支出

１款、総務費、１項、総務管理費、１目、一般管理費３８８万７,０００円の補正でございます。３節、職員手当等、時間外勤務手当でございます。１３節、委託料３６３

万1,000円。内訳につきましては、新制度システム改修に324万円、介護予防支援業務委託料に39万1,000円でございます。

続きまして、3項、介護認定審査会費、2目、認定審査会費17万5,000円につきましては、主治医意見書作成手数料でございます。申請件数の増があったためでございます。

続いて、1項、介護サービス等諸費、1目、居宅介護サービス給付費1,000万8,000円の補正でございます。これにつきましても、各サービスの増によります。

2目、地域密着型介護サービス給付費、これにつきましては財源変更でございます。3目、施設介護サービス給付費888万1,000円。これにつきましては、施設介護サービス給付費、サービスの増でございます。4目、居宅介護福祉用具購入費56万2,000円の減額でございます。

続きまして、117ページをお願いいたします。

5目、居宅介護住宅改修費、補正額92万8,000円の減額でございます。6目、居宅介護サービス計画給付費118万円の補正額でございます。対象者の増による計画給付費の増でございます。

2項、介護予防サービス等諸費、1目、介護予防サービス給付費405万2,000円の補正額でございます。これにつきましても、サービス増による給付費の増でございます。2目、地域密着型介護予防サービス給付費180万円の減額でございます。サービス給付費の減でございます。3目、介護予防福祉用具購入費38万5,000円の減額でございます。4目、介護予防住宅改修費171万8,000円の減額でございます。5目、介護予防サービス計画給付費38万5,000円の補正額でございます。これにつきましても、対象者の増でございます。

続きまして、118ページをお願いいたします。

3項、その他諸費、1目、審査支払手数料、これにつきましては財源変更によります。

続いて、4項、高額介護サービス等諸費、1目、高額介護サービス費、これについても財源変更でございます。

5項、高額医療合算介護サービス等諸費、1目、高額医療合算介護サービス費、これについても財源変更でございます。

続きまして、6項、特定入所者介護サービス等費、1目、特定入所者介護サービス等費、これについても財源変更でございます。

続きまして、１１１ページをお願いいたします。

第２表 地方債補正の変更でございます。

財政安定化基金貸付金で、補正後は２，０６２万８，０００円、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同じでございます。

以上、簡単ではございますが、説明といたします。

（保健福祉課長 宮阪 学君 降壇）

◎日程第４０ 議案第３７号 平成２６年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第２号）
について

○議長（小椋孝一君） 日程第４０、議案第３７号、平成２６年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第２号）について、議題とします。

説明を願います。

水道課長、田中君。

（水道課長 田中克治君 登壇）

○水道課長（田中克治君） １２０ページをお開きください。

議案第３７号 平成２６年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第２号）

（総則）

第１条、平成２６年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第２条 平成２６年度紀美野町上水道事業会計予算（以下「予算」と言う。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

第１款、水道事業収益、既決予定額１億１，２２２万円、補正予定額３５９万２，０００円、計１億１，５８１万２，０００円。

第２項 営業外収益２４４万１，０００円、補正予定額３５９万２，０００円、計６０３万３，０００円。

支出でございます。

第１款、水道事業費用、既決予定額１億１，２２２万円、補正０円、計１億１，２２２万円です。

第３項 予備費、既決予定額２００万円、補正予定額、減額４３万円、計１５７万円

です。

第4項 特別損失、既決予定額0円、補正予定額191万2,000円、計191万2,000円。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3 予算第7条に定めた経費の金額を次のように定める。

(1) 職員給料費、既決予定額2,876万3,000円、補正予定額245万円、計3,121万3,000円。

平成27年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

122ページをお開きください。

平成26年度紀美野町上水道事業会計補正予算(第2号)実施計画明細書でございます。この明細書につきましては、先に収入から説明させていただきます。

1款、第2項、営業外収益、4目、長期前受金戻入、1節、工事負担金359万2,000円、この額は工事負担金に係る対象償却資産の減価償却見合い分でございます。

続きまして、支出でございます。

1款、1項、営業費用、2目、配水及び給水費、2節、手当、減額81万1,000円、3節、法定福利費、減額16万1,000円、16節、賞与引当金繰入額、増額105万6,000円、17節、法定福利費引当金繰入額、増額19万1,000円。2目の既決予定額3,136万2,000円を27万5,000円増額し、3,163万7,000円となります。

続きまして、4目、業務及び総係費、2節、手当、減額41万4,000円、3節、法定福利費、減額12万6,000円、15節、委託料、減額2万円、20節、賞与引当金繰入額、増額68万3,000円、21節、法定福利費引当金繰入額、増額12万円、4目、既設予定額2,757万5,000円を175万7,000円減額し、2,581万8,000円となります。

続きまして、123ページをお開きください。

3項、1目、予備費、減額43万円、予備費既決予定額200万円を43万円減額し、157万円となります。

4項、1目、その他特別損失、1節、賞与引当金繰入額、既決予定額0円を増額16万5,000円、2節、法定福利費引当金繰入額、増額28万7,000円、既決予定額0円を増額を28万7,000円です。その他特別損失、既定予定額0円を、191万

2,000円増額し、191万2,000円とするものでございます。

今回の補正は、企業会計改正による引当金の見直しにより、翌年6月に支給する期末・勤勉手当のうち、本年度の12月から3月までの4カ月分の金額を賞与引当金繰入額、法定福利費引当金繰上金として計上するものでございます。

続きまして、124ページをお願いします。

平成26年度紀美野町上水道事業補正予算（第2号）予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

現金や預金などのお金の流れで事業の実態をあらわすものです。業務活動によるキャッシュ・フローでは、既決予定額2,627万1,000円を補正予定支払額365万1,000円の増額とし、計2,262万円とするものでございます。主なものとしまして、材料費や電力料金の増加による支出の増、営業収益の減収等によるものです。

続きまして、投資活動によるキャッシュ・フロー、既決予定支出額1,813万2,000円を補正予定額1,308万円の減額、よって505万2,000円の支払いとなります。工事請負差額によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは変わりございません。

資金に係る換算差額は、既決予算額0円で、補正予定額も0円です。

資金減少額は、既決支出予定額533万8,000円が、補正予定額942万9,000円の計409万1,000円とするものでございます。

資金期首残高は、既決予定額1億8,074万7,000円が、補正額4,174万1,000円の増額となり、計2億2,248万8,000円。平成25年度決算額でございます資金期末残高は、既決予定額1億7,540万9,000円が、補正予定額5,170万円の計2億2,657万9,000円とするものでございます。

続きまして、125ページから126ページは、平成26年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第2号）予定貸借対照表を載せてございます。ごらんいただきたいと思います。

以上、説明とさせていただきます。

（水道課長 田中克治君 降壇）

◎日程第41 議案第38号 平成27年度紀美野町一般会計予算について

○議長（小椋孝一君） 日程第41、議案第38号、平成27年度紀美野町一般会計予算について、議題とします。

説明の際には、ページ数を言ってから説明を願いたいと思います。

それでは、歳入全般及び歳出、第1款から第2款について説明をお願いします。

総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長(牛居秀行君) それでは、説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお開きください。

議案第38号 平成27年度紀美野町一般会計予算

平成27年度紀美野町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ69億8,200万円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの総額は10億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

予算書の10ページをお開きください。

まず歳入でございますが、目を中心に説明を申し上げます。

なお、説明資料を添付させていただいておりますので、御参照いただきたいと存じます。

1款、町税、1項、1目の個人では、1,587万5,000円減額の2億9,027万2,000円の計上でございます。2目の法人では、211万円減額の1,947万円

の計上でございます。

次に、1 款、2 項、1 目の固定資産税では、2,299 万 7,000 円減額の 3 億 8,807 万 3,000 円の計上でございます。2 目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金では、9 万円減額の 262 万 1,000 円の計上でございます。

次に、1 款、3 項、1 目の軽自動車税では、51 万 8,000 円増額の 3,033 万 7,000 円の計上でございます。

次に、1 款、4 項、1 目の市町村たばこ税では、600 万円減額の 2,000 万円の計上でございます。

11 ページをごらんください。

1 款、5 項、1 目の入湯税では、5 万円減額の 30 万円の計上です。

次に、2 款、地方譲与税、1 項、1 目の地方揮発油譲与税では、100 万円減額の 2,000 万円の計上です。

2 款、2 項、1 目の自動車重量譲与税では、800 万円減額の 4,200 万円の計上です。

次に、3 款、利子割交付金、1 項、1 目の利子割交付金では、100 万円減額の 300 万円の計上です。

4 款、配当割交付金、1 項、1 目の配当割交付金では、前年度と同額の 200 万円の計上となっております。

次に、5 款、株式等譲渡所得割交付金、1 項、1 目の株式等譲渡所得割交付金では、40 万円の増額の 50 万円の計上です。

12 ページをお開きください。

6 款、地方消費税交付金、1 項、1 目の地方消費税交付金では、3,955 万円増額の 1 億 3,000 万円の計上となっております。税率のアップが平年化されたことが、主な増額要因でございます。

次に、7 款、1 項、1 目のゴルフ場利用税交付金では、400 万円減額の 3,100 万円の計上です。

次に、8 款、自動車取得税交付金、1 項、1 目、自動車取得税交付金では、160 万円減額の 800 万円の計上です。

9 款、1 項、1 目の地方特例交付金では、昨年度と同じ 190 万円となっております。

次に、１０款、地方交付税、１項、１目の地方交付税も前年度と変わらず、３５億５、０００万円の計上となっております。

次のページ、１３ページです。

１１款、交通安全対策特別交付金、１項、１目の交通安全対策特別交付金では、前年度より４０万円減額の８０万円の計上でございます。

１２款、分担金及び負担金、１項、１目の農林水産業費分担金では、６５万８、０００円増額の２００万２、０００円の計上です。

１２款、２項、１目の総務費負担金では、２４万円減額の１５万円の計上です。２目の民生費負担金では、５６万９、０００円増額の３、０５３万６、０００円の計上となっております。

次に、１３款、使用料及び手数料、１項、１目の総務使用料は、前年度と同額の１２６万６、０００円の計上となっております。２目の民生使用料では、５万７、０００円増額の３１９万円の計上です。

次に、１４ページをごらんください。

３目の農林水産業使用料では、前年度と同額の１１４万円の計上です。４目の土木使用料では、２２５万円増額の３、５４２万４、０００円の計上です。福井第３団地の８件分の住宅使用料の増額が、主な増額要因でございます。５目、教育使用料では、６万円減額の３２０万９、０００円の計上となっております。

次に、１３款、２項、１目の総務手数料では、１９万９、０００円増額の５６１万３、０００円の計上です。

１５ページをお願いいたします。

２目の衛生手数料では、９０万１、０００円増額の１、４８９万５、０００円の計上です。３目の土木手数料では、６７２万２、０００円減額の１、９４４万３、０００円の計上でございます。残土処理手数料の減額が、主な減額要因でございます。次に、４目の消防手数料につきましては、前年度と同額の１万円の計上となっております。

次に、１４款、国庫支出金、１項、１目の民生費国庫負担金では、２５７万２、０００円減額の１億６、５４３万４、０００円の計上です。前年度と比較して、自立支援医療費負担金及び児童手当国庫負担金の減額が主な減額要因でございます。次に、２目の衛生費国庫負担金につきましては、前年度と同額の２４万１、０００円の計上となっております。

次のページ、１６ページをごらんください。

１４款、２項、１目の総務費国庫補助金では、１,３６６万６,０００円増額の２,７８２万５,０００円の計上です。２目の民生費国庫補助金では、３,２８５万４,０００円減額の３,０９６万５,０００円の計上です。主な減額要因といたしましては、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時給付金の減額によるものでございます。

次に、３目の衛生費国庫補助金では、３万３,０００円減額の６４０万７,０００円の計上です。４目の農林水産業費国庫補助金では、７３４万８,０００円増額の１,４８７万５,０００円の計上です。５目の土木費国庫補助金では、１億６,３９１万５,０００円減額の６,６４０万円の計上です。主な減額要因といたしましては、平中通り２号線の事業費の減額によるものでございます。

次に、６目の教育費国庫補助金では、１,３２４万６,０００円増額の１,３３７万２,０００円の計上となっております。主な増額要因といたしましては、小川小学校と下神野の小学校の体育館のつり天井の落下防止対策事業に伴う交付金によるものでございます。

次に、１４款、３項、１目の総務費国庫委託金では、２,０００円増額の１７万４,０００円の計上です。

次に、１７ページをごらんください。

２目の民生国庫委託金では、４４万４,０００円減額の２３１万９,０００円の計上です。

次に、１５款、県支出金、１項、１目の民生費県負担金では、２２万円減額の１億３,９３２万１,０００円の計上です。２目の衛生費県負担金では、前年度と同額の１２万円の計上となっております。３目の農林水産業費県負担金では、１,０１８万５,０００円増額の４,８７８万円の計上です。主な増額要因といたしましては、事業費の増額によるものでございます。

次に、１５款、２項、１目の総務費県補助金では、６４１万円減額の１３５万６,０００円の計上です。前年度は携帯電話エリア整備事業補助金が計上されておりましたが、本年度はその計上がなく、減額となっております。

次に、１８ページをごらんください。

２目の民生費県補助金では、１６６万２,０００円減額の３,０５４万８,０００円の計上です。３目の衛生費県補助金では、１９万６,０００円減額の８０８万９,０００円

の計上です。4目の農林水産業費県補助金では、1,815万円増額の8,746万8,000円の計上です。

次に、19ページです。

中ほどの行でございます。5目の商工費県補助金では、1,189万9,000円減額の625万円の計上です。観光看板設置及び観光トイレ整備事業の減額などが、主な減額要因でございます。次に、6目の教育費県補助金では、1,216万8,000円増額の1,719万8,000円の計上です。国体の補助金の増額が、主な増額要因でございます。

次に、その下の土木費県補助金が廃目整理となっております。

次に、15款、3項、1目の総務費県委託金では、420万5,000円減額の2,529万8,000円の計上でございます。

次に、20ページをござらんください。

2目の農林水産業費県委託金では、前年度と同額の33万円の計上です。3目の教育費県委託金では、4万8,000円増額の32万8,000円の計上です。

次に、16款、財産収入、1項、1目の財産貸付収入では、74万7,000円増額の1,216万1,000円の計上です。2目の利子及び配当金では、44万1,000円減額の333万7,000円の計上です。

16款、2項、1目の物品売払収入及び2目の不動産売払収入につきましては、前年度と同額の1,000円の計上です。

次に、21ページをござらんください。

17款、寄附金、1項、1目の一般寄附金は、前年度と同額の1,000円の計上です。2目のふるさとまちづくり応援寄附金も、前年度と同額の10万円の計上となっております。

次に、18款、繰入金、1項、1目の財政調整基金繰入金では、850万2,000円増額の3億7,462万5,000円の計上です。2目の地上デジタル放送中継施設基金繰入金では、274万1,000円増額の680万1,000円の計上となっております。3目の河川浄化推進事業基金繰入金では、250万円減額の617万円の計上です。その下のふるさとまちづくり応援基金繰入金と地域振興基金繰入金につきましては、廃目整理となっております。

次に、19款、繰越金、1項、1目の繰越金は、前年度と同額の500万円の計上と

なっております。

次のページ、22ページをお開きください。

20款、諸収入、1項、1目の延滞金では、30万円増額の100万円の計上でございます。20款、2項、1目の町預金利子は、前年度と同額の20万円の計上です。20款、3項、1目の貸付金元利収入も前年度と同額の1万3,000円の計上となっております。20款、4項、1目の雑入では、931万8,000円減額の4,684万1,000円の計上です。

23ページです。

21款、町債、1項、1目の総務債では、3億3,860万円増額の4億9,410万円の計上です。主な増額要因といたしましては、光ブロードバンド整備事業及び庁舎トイレの改修事業によるものでございます。次に、2目の民生債では、120万円の減額の1,620万円の計上です。3目の衛生債では、1億4,640万円増額の1億8,040万円の計上です。主な増額要因といたしましては、紀の海広域施設組合への負担金の増額によるものでございます。

次のページをお願いします。24ページでございます。

4目の農林水産業債では、1,720万円増額の5,140万円の計上です。5目の商工債では、3,610万円減額の650万円の計上です。6目の土木債では、1億1,000万円減額の9,700万円の計上です。主な減額要因といたしましては、平中通り2号線の事業の減額によるものでございます。

次に、7目の消防債では、9,910万円減額の4,400万円の計上です。主な減額要因といたしましては、高機能指令システム等共同整備事業の終了によるものでございます。8目の教育債では、5,490万円の増額の5,590万円の計上です。主な増額要因といたしましては、国体推進事業費の増額及び2校の小学校の体育館のつり天井の落下防止事業費の増額によるものでございます。次に、9目の臨時財政対策債では、1,000万円減額の2億3,000万円の計上となっております。

以上、まことに簡単ではございますけれども、歳入の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の1・2款で総務課関係予算の説明のほうに移らせていただきます。予算書の25ページです。

1款、議会費、1項、1目の議会費では、551万3,000円減額の9,197万6,000円の計上となっております。

26ページをごらんください。

2款、総務費、1項、1目の一般管理費では、1,540万2,000円増額の3億3,740万7,000円の計上です。この予算につきましては、人件費と庁舎の維持管理費用が主なものとなっております。主な増額要因といたしましては、それぞれの節で前年度と比べまして増減がございますが、本年度におきましては庁舎のトイレの改修工事費を計上しており、それが主な増額要因となっております。

ちょっと飛びますけれども、29ページの中ほどから下の段をごらんください。

2目の文書広報費では、367万4,000円増額の619万1,000円の計上となっております。主な増額要因といたしましては、本年度におきましては、13節、委託料で町勢要覧作成委託料として362万4,000円を計上したことによるものでございます。

続きまして、30ページの最下段をごらんください。

5目の企画費では、1億9,311万1,000円増額の2億8,358万円の計上となっております。主な増額要因といたしましては、32ページの説明欄の上から2行目の光通信網整備事業補助金として2億円を計上したことによるものでございます。

次に、32ページ、中ほどです。

6目の電子計算費で、9,166万6,000円増額の1億3,207万8,000円の計上でございます。主な増額要因といたしましては、13節、委託料で前年度と比較いたしまして8,411万4,000円の増額計上となったことによるものでございます。

次に、33ページの中ほどでございます。

7目の支所及び出張所費では、591万2,000円増額の2,695万円の計上となっております。

次に34ページをごらんください。

8目の公平委員会費で、3万3,000円減額の14万4,000円の計上です。

35ページをごらんください。

9目の自治振興費では、2,560万3,000円増額の8,120万2,000円の計上でございます。主な増額要因といたしましては、13節、委託料で前年度と比較いたしまして211万3,000円の増額計上となったことと、最下段の15節、工事請負費で、前年度と比較いたしまして2,262万8,000円の増額の計上となったことによるものでございます。

次に、３６ページをごらんください。

１０目の交通安全対策費では、１３９万４,０００円減額の３４７万４,０００円の計上となっております。主な減額要因といたしましては、１５節、工事請負費で前年度と比較をいたしまして１０７万２,０００円の減額計上となったことによるものでございます。

次に、３７ページをごらんください。

１１目の諸費では、３万５,０００円減額の１０２万２,０００円の計上です。１２目の防災諸費では、５６９万６,０００円減額の４,０４９万７,０００円の計上となっております。主な減額要因といたしましては、１１節、需用費で前年度と比較して１６３万円の減額計上となったことと、３８ページの１８節、備品購入費で前年度より３３４万８,０００円の減額計上となったことによるものでございます。

次に、４２ページをごらんください。

２款、総務費、４項、選挙費、１目の選挙管理委員会費では、３万９,０００円減額の２８万６,０００円の計上となっております。２目の和歌山県議会議員選挙費では、２００万円増額の６００万円の計上です。

４３ページをごらんください。

３目の町議会議員一般選挙費では、１,０００万円の計上となっております。

次に、４４ページをごらんください。

４目の農業委員会委員選挙費で、３３０万円の計上となっております。

次に、４５ページ、中ほどをごらんください。

２款、総務費、６項、１目の監査委員費では、前年度と同額の２９万１,０００円の計上となっております。

以上、まことに簡単ではございますが、１、２款の総務課関係予算の説明とさせていただきます。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 企画管財課長、中谷君。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 登壇)

○企画管財課長 (中谷嘉夫君) それでは、第２款、総務費の内、企画管財課に係る主な予算について御説明をさせていただきます。

予算書の２７ページをごらんください。

第2款、第1項、第1目、一般管理費、ここでは企画管財課の庶務に係る経費と役場本庁舎の施設維持管理に必要な経費を計上しております。

まず、ページの下の方ですけれども、第11節、需用費に消耗品費383万1,000円の中には、企画管財課が購入するコピー用紙等一般事務用品費234万4,000円が含まれてございます。その下の燃料費183万8,000円の中には、本庁舎の暖房用A重油130万2,000円が含まれてございます。その下の印刷製本費349万6,000円の中には、業務に使用する封筒等の印刷費、コピー料金として312万3,000円が含まれてございます。電気料731万4,000円につきましては、本庁舎で使用するものでございます。

なお、電気料の値上げにより、前年比21.9%の増額となっております。

12節、役務費、電話料138万円につきましては、本庁舎で使用する電話料でございます。

次に、28ページをお願いいたします。

13節、委託料、ここには役場本庁舎の設備機器等の維持管理の各種委託料を計上しております。このほか、下の方に本庁舎トイレ等改修工事監理委託料118万8,000円。これにつきましては、役場庁舎築33年が経過し、配水管の腐食等が進んでいるため改修工事の監理委託料でございます。

29ページをお願いいたします。

14節、使用料及び賃借料のうち、借地料432万1,000円につきましては、ここ役場本庁舎と中央公民館の敷地と駐車場の借地料でございます。次に、15節、工事請負費、本庁舎トイレ等改修工事3,712万円については、先ほども申し上げましたとおりですけれども、配水管の腐食等が進んでいるため、改修工事費を計上しております。

次に、30ページをお願いいたします。

4目、財産管理費でございます。ここでは、町が所有する建物財産の維持運営管理に伴う経費でございます。本年度2,228万9,000円、前年度比1,054万7,000円の増額となっています。これにつきましては、旧水道施設の解体に伴う設計監理委託料と解体工事を行うための費用を計上しているものでございます。11節、需用費のうち修繕費167万1,000円には、かじか荘の設備であります配管の老朽化から修繕いたしたく、127万1,000円を計上しております。12節、役務費のうち自動車損害保険料337万5,000円は、町の所有する公用車142台に係る損害保険料

でございます。その下、火災保険料の５５３万８，０００円につきましては、役場庁舎、集会所、学校、消防署など、町が所有する２１０施設の３１３物件が保険対象となっています。１３節、委託料のうち旧水道施設の解体工事設計監理委託料１００万円を計上しております。１４節の使用料及び賃借料の借地料１２８万９，０００円につきましては、旧国吉小学校運動場及び農耕センター等１２施設の借地料でございます。１５節、工事請負費、旧水道施設解体工事費９００万円を計上しております。

続いて、３１ページをお願いします。

次に、５目、企画費でございます。１３節、委託料の施設管理委託料の１，１３１万５，０００円、これはかじか荘の指定管理者の委託料でございます。前年度と同額となっております。

続いて、３２ページをお願いいたします。

２２節、補償、補填及び賠償金の１，０００万円につきましては、紀美野町土地開発公社での土地売却に伴う損失補填金でございます。３区画売却を予定しております。

次に、３７ページをお願いします。

１１目、諸費です。１２節、役務費で賠償保険料８５万７，０００円。この保険料は、町の所有、使用、管理する施設の瑕疵、または業務遂行上、損害賠償責任を負う場合の保険で、市町村会の総合賠償補償保険７型で、身体、財物、賠償責任保険、予防接種保険、個人情報漏えい保険、災害補償保険、公金総合保険が対象となっております。

続いて、４５ページをお願いいたします。

５項、統計調査費の１目、指定統計費でございます。これにつきましては、統計法に基づいて本年度実施する国勢調査、教育統計調査、経済センサス活動調査、商業統計調査、農林業センサスの５件の統計調査に要する人件費と必要経費でございます。本年度６８１万４，０００円、前年度比４０２万８，０００円の増額となっております。これにつきましては、調査に伴う非常勤職員の報酬費の増額によるものが主な要因となっております。

以上、１款、２款の中の企画管財課の関係予算についての御説明とさせていただきます。

（企画管財課長 中谷嘉夫君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 税務課長、西岡君。

（税務課長 西岡秀育君 登壇）

○税務課長（西岡秀育君） 39ページをお開きください。

税務課からは、2款、総務費、2項、徴税費、1目、税務総務費と2目、賦課徴収費について御説明を申し上げます。

税務総務費は8,255万円で、昨年度比較いたしまして1,448万2,000円の減額でございます。主な内訳ですが、給与、職員手当、共済費等の減額1,554万円、償還金、利子、割引料は130万円の増額となっております。

続きまして、39ページから40ページをごらんください。

2目、賦課徴収費2,412万2,000円につきましては、昨年度と比較いたしますと、315万8,000円の減額でございます。主な内訳は、委託料の電算処理料でございます。固定資産税の評価替事務完了に伴う処理委託料の減額、住民税e L T A X（エルタックス）のシステム更改対応分により、131万5,000円の減額となっております。また、固定資産税評価更新業務委託料、路線価評価でございますが、評価替に伴う処理委託料199万8,000円の減額となっております。

以上、簡単ではございますが、御説明とさせていただきます。

（税務課長 西岡秀育君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

（住民課長 増谷守哉君 登壇）

○住民課長（増谷守哉君） それでは、住民課に係る1款、2款のうちの予算について、御説明をさせていただきます。

40ページをお願いします。

住民課につきましては、2款、総務費、3項、戸籍住民基本台帳費だけが対象となっております。この予算につきましては、戸籍住民基本台帳に関する予算でございます。職員3名の人件費と事務に伴う需用費及び住基ネットワークシステム等の保守点検等の委託料、システムソフト等の使用料が主な予算となっております。

本年度2,738万6,000円、前年度比533万3,000円の増額となっております。この主な要因につきましては、まず人事異動に伴いまして、給料、職員手当、共済費を合わせまして、前年度比較89万4,000円の減額となっております。

次に、41ページの13節、委託料で、今後始まる社会保障・税番号制度の実施に向けた住基ネットワークシステム端末機器の更新による電算システム設定委託料として106万8,000円を計上したことによりまして、前年度に比べ97万1,000円の増

額となっております。また、19節の負担金補助及び交付金において、同じく社会保障・税番号制の実施に伴う通知カード・個人番号カード関連の事務負担金347万6,000円を本年度において計上してございます。これに伴う増額となっております。

以上、簡単でございますが、2款内の住民課関係の予算の説明とさせていただきます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

(午後 3時10分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時30分)

○議長（小椋孝一君） 次に、第3款から第4款について説明を願います。

保健福祉課長、宮阪君。

(保健福祉課長 宮阪 学君 登壇)

○保健福祉課長（宮阪 学君） それでは、45ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費でございます。

これにつきましては、本年度予算7,920万3,000円、前年度が8,828万5,000円、908万2,000円の減でございます。これにつきましては、1の報酬では、きみのネットワーク委員会の報酬が介護保険からきてございます。それから、人事異動に伴う人件費、職員手当の減額が主な要因でございます。それから、避難行動要支援者名簿、見守りでございます。この賃金、役務、それから公課費につきましては、老人福祉費へ置きかえてございます。

続きまして、47ページをお開きください。

3目、老人福祉費、本年度9,204万6,000円、前年度8,982万9,000円、比較につきましては221万7,000円の増でございます。内訳につきましては、社会福祉費よりきております地域住民生活等緊急支援交付金100%の補助金をいただき、サロン関連を26年度補正へお願いしたところでございます。それから、計画につきましては、本年度26年度で終わりでございます。

主な中身についてでございます。

次の４８ページをお開きください。

８節、報償費、敬老祝金につきましては、本年度２７年度につきましては７５歳から８０歳の２,０００円の商品券を、祝金をカットしてございます。それから、敬老祝金ということで、新たに１００歳を迎える方に町長がじきじきお祝いに伺うということで、これは新しく事業になってございます。続きまして、消耗品費では見守りファイル等を２６年度購入しておりますので、本年は安くなっております。それから、１３節、委託料、敬老会演芸委託料でございます。これにつきましては、昨年は４４０万円でしたが、ことは５５０万円ということで、１０周年記念という形で増額をして計上させていただいております。それから、１９節の負担金、補助金及び交付金の高齢者住宅改修費でございます。これにつきましては、対象者が減ったということで減額してございます。それから、２０節の扶助費でございます。老人保護措置費、これにつきましても対象者がふえたために増額をしてございます。

続きまして、４９ページの障害福祉費でございます。

本年度予算２億２,４５８万９,０００円、前年度予算２億２,５５０万３,０００円、比較では９１万４,０００円のマイナス予算となっております。内訳につきましては、５０ページをお開きください。

２０節、扶助費、自立支援医療費（更生医療）、特別な疾病の手術代等でございます。ここににつきましては、対象者を見込まなかった。今年度は相当あったんですが、９６７万円２,０００円ありました。２７年度につきましては、２５２万円を見込んでございます。これが主な内容でございます。

続きまして、５２ページをお開きください。

９目、総合福祉センター管理運営費１,６２５万４,０００円、前年度１,４８６万１,０００円、１３９万３,０００円の増でございます。この内訳につきましては、電気料金の値上げ、それから施設清掃委託料、２６年度までは企画費の中で支払いをお願いしておったところですが、今回、福祉センター管理費のほうへ置きかえてございます。ふえた要因は、以上のとおりでございます。

続きまして、５３ページでございます。

１０目、長谷毛原健康センター管理費、本年度５３７万５,０００円、前年度４６３万１,０００円、７４万４,０００円の増でございます。内訳につきましても、１１節、需用費の燃料費、電気代、それから重油施設の器具の浄化槽清掃手数料、これは２年に

1回ということで、27年度が2年に1回になってございます。これが、ふえた要因でございます。

続きまして、同じく53ページの12目、介護保険事業費2億2,036万7,000円、前年度2億1,029万7,000円、比較1億7万円の増でございます。内訳につきましては、介護給付費の繰出金、介護給付費の伸びの要因が主なものでございます。

14目、臨時福祉給付金給付事業費、本年度予算2,220万3,000円、前年度予算4,840万3,000円、2,620万円の減額でございます。内容につきましては、26年度は1人1万円プラス加算の5,000円がありました。27年度については、1人6,000円の支給というふうなことで聞いてございます。主な減額の要因でございます。

続きまして、同じく54ページの2項、児童福祉費の1目、児童福祉総務費、本年度予算901万7,000円、前年度690万4,000円、211万3,000円の増でございます。これにつきましても、人事異動に伴う人件費の増、及び13節の委託料で雑草等刈取委託料、それから14節の使用料及び賃借料のシステムソフト使用料が、27年度、新システムの導入のために必要になってございます。以上が、主な要因でございます。

続きまして、56ページをお開きください。

3目、母子福祉費、本年度予算12万1,000円、前年度予算12万7,000円、マイナス6,000円でございます。4目、保育所費、本年度予算1億9,632万1,000円、前年度2億476万7,000円、844万6,000円の減でございます。主な内容につきましては、第2保育所が休園になるためでございます。ただし、人件費は増になってございます。

各節で主なものにつきましては、1節、報酬の嘱託医、それから2節、給料、それから11節、需用費で燃料費、それから水道費が減額になってございます。それから、12節、役務費、これにつきましては、尿・便検査手数料ということで増額になってございます。内訳につきましては、ノロ検査を10月から3月、26年度は3カ月でございました。6カ月を予定してございます。続いて、14節、使用料及び賃借料、小川保育所が廃園になりましたので、借地料の減額でございます。

次に、59ページをお開きください。

7、児童手当費、7目、児童手当費、これにつきましては、対象児童の減でございま

す。27年度は、657名を予定してございます。26年度が、数字的にはまだ出てございません。25年で714名だったのが、27年度で657人を予定してございます。57名の減のための、本年度予算が8,813万3,000円、前年度予算で9,242万4,000円、比較429万円のマイナスが要因でございます。

続きまして、8目の子育て世帯臨時特例給付費、本年度予算312万9,000円、前年度予算772万6,000円、459万7,000円の減でございます。これにつきましても、支払額が1人1万円から3,000円に変更されるためでございます。

続きまして、60ページをお願いいたします。

3項、災害救助費、1目、災害救助費、これは科目設定でございます。

続きまして、61ページ。

1項、保健衛生費、1目、総務費、これにつきましては、保健福祉課関係では昨年と変わりはありません。ちなみに、本年度予算が4億6,945万7,000円、前年度予算4億5,267万8,000円、1,677万9,000円の増でございます。

続きまして、62ページをお開きください。

2目、予防費、本年度予算2,393万7,000円、前年度予算2,032万2,000円、比較361万5,000円の増でございます。内容につきましては、8節、報償費、医師等の報酬ということで、予防接種、医師への報酬が増額されてございます。施策全般に集団接種から個別接種を主に置きかえてございますので、病院へ直接お支払いするお金等がふえて、医師等に直接お支払いする金額が減ったということでございます。

続きまして、3目、母子衛生費、本年度予算916万4,000円、前年度予算975万1,000円、58万7,000円の減でございます。内訳につきましては、職員の人件費の減、それから11節、需用費の消耗品、カリオスタット等の購入が26年度で済んだために、少し減ってございます。それから、13節、委託料の妊婦健康診査委託料、これにつきましても対象者が減ったということで減額されてございます。

以上が、母子衛生費の主な減額内容でございます。

続きまして、64ページをお開きください。

5目、成人保健対策費3,597万8,000円、前年度予算3,443万9,000円、153万9,000円の増でございます。これにつきましては、各種健診委託料が減額されたためでございます。

以上、簡単ですが、説明いたします。

済みません、訂正させてください。５３ページの下から三つ目、１２目、介護保険事業費で比較を１億と申しましたが、１，００７万円の間違いでございます。済みません、訂正しておわび申し上げます。

（保健福祉課長 宮阪 学君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

（住民課長 増谷守哉君 登壇）

○住民課長（増谷守哉君） それでは、４５ページをお願いします。

３款、民生費、１項、１目、社会福祉総務費の中で住民課に関係する項目について、御説明をさせていただきます。

予算書、次のページになります４６ページ、中段下でございます。

１９節、負担金、補助及び交付金で、県人権擁護委員会協議会の負担金につきましては、前年度に比べ４，０００円増の１０万２，０００円となっております。その下、県の更生保護協会補助金につきましては、前年度に比べまして４，０００円減の５，０００円となっております。紀西保護司会紀美野分会補助金につきましては、前年度に比べまして１万６，０００円減の１４万円を計上してございます。

次に、２目、国民年金事務費でございます。本予算につきましては国民年金の受付事務に関します予算でございまして、１名の職員の人件費と事務用の消耗品費などが主なものでございます。本年度、７２９万６，０００円でございます。前年度に比べまして、２７万８，０００円の減額となっております。これにつきましては、前年度において電算システムの改修委託料を計上していたためでございます。

次に、５０ページをお願いします。

３款、民生費、１項、５目、老人医療費でございます。本予算は、６７歳から７０歳未満の所得制限等の条件を満たした方の医療費扶助に関する予算でございます。本年度は、７万９，０００円を計上してございます。

続きまして、６目の重度心身障害者医療費でございます。本予算は、ある一定以上の障害のある方に対します医療費の扶助に関する予算でございます。本年度、８，０７３万４，０００円でございます。前年度比較、８２８万３，０００円の減額でございます。主な減額要因といたしましては、５１ページ、２０節、扶助費の推計減額によるものでございます。

その下の７目、子ども医療費でございますが、この予算は０歳児から中学卒業までの

子供に対します医療費の扶助に関する予算でございます。本年度は2,054万2,000円、前年度比133万3,000円の減額となっております。これにつきましても、扶助費の推計減額によるものでございます。

次に、にその下の8目、ひとり親家庭医療費につきましては、ひとり親家庭に対します医療費の扶助に関する予算でございます。本年度898万7,000円、前年度比5万1,000円の減額となっております。

次に、予算書の53ページをごらんいただきたいと思います。

3款、民生費、1項、11目、国民健康保険事業費でございます。本予算は、国保の特別会計への繰り出しの予算です。本年度2億2,794万2,000円で、対前年度比514万4,000円の増額となっております。この増額の要因につきましては、一般会計からの国保基盤安定繰入金の前年度より増額となったことが大きな要因でございます。

次に、13目、後期高齢者医療費でございます。後期高齢者医療広域連合負担金と後期高齢者医療特別会計への繰り出しが主なものでございます。本年度予算2億5,949万7,000円、前年度比140万1,000円の増額となっております。28節、後期高齢者医療特別会計への繰出金の増額が主なものでございます。

続きまして、60ページをごらんいただきたいと思います。

4款、衛生費、1項、1目、保健衛生総務費でございます。この目の中で住民課に関連しますものは、本年度から新しく取り組む事業として、海南市と協力しながら海南海草地域に応じた在宅医療の推進体制を構築するために、在宅医療推進協議会を立ち上げることとしています。この協議会の運営に関する事業費につきましては、県費補助100%となっております。この予算として、1節、報酬に在宅医療推進協議会、委員11名を予定しております。会議を行いまして、延べ30名の報償費として18万円を計上してございます。また、61ページの中ほどに、11節、需用費の中に当協議会に必要な消耗品費7万円、食糧費5,000円、印刷製本費3万1,000円が含まれてございます。

在宅医療の推進協議会の費用については、以上でございます。

次に、下段の19節、負担金、補助及び交付金で、海南海草食品衛生協会の負担金につきましては、前年度と同額でございます。二つ下の野上厚生病院への交付金4億1,868万3,000円でございます。これは、国から交付される野上厚生病院に対しま

す交付税をそのまま病院に支出するものでございます。

続きまして、62ページをお願いします。

下段の3目、母子衛生費でございます。住民課といたしましては、このうちの未熟児養育医療費扶助事業の予算といたしまして、次のページですが、13節、委託料のうち審査支払委託料1,000円、20節、扶助費の90万円を計上してございます。

次に、4目、環境衛生費でございます。本予算は、保健衛生費の中の環境衛生に係る予算でございまして、職員の人件費と五色台広域施設組合に係る負担金が主なものでございます。本年度予算で9,659万7,000円、前年度比3,126万1,000円の減額となっております。この減額の要因につきましては、五色台広域施設組合の建設負担金で、聖苑整備が平成26年度をもって完了したことによるものでございます。

続きまして、65ページをお願いします。

下段でございます。6目、公害対策費でございます。水質検査委託料と紀の川及び貴志川の連絡協議会への負担金が主なものでございます。

続きまして、7目、診療諸費でございます。これは、診療所事業特別会計への繰出金の予算でございます。本年度、2,606万1,000円でございます。前年度比、76万2,000円の増額となっております。これにつきましては、診療所の特別会計における外来収入の減額に伴って繰出金が増加したものでございます。

続きまして、次のページをごらんいただきたいと思います。

4款、衛生費、2項、1目、清掃総務費でございます。海南海草環境衛生施設組合及び紀の海広域施設組合への負担金が主なものでございます。本年度予算で3億2,080万9,000円、前年度比較1億8,816万8,000円の増額となっております。

この主な増額の要因としましては、海南海草環境衛生施設組合の負担金で、前年度に比べまして1,560万5,000円減額となっております。これは、当組合の地方債償還金が減額となったものでございます。また、紀の海広域施設組合負担金で、前年度より2億387万2,000円の増額となっております。これにつきましては、清掃工場等の工事費において平成26年度分を平成25年度に前倒しをしたために、平成26年度の予算が大きく減少したことにより、今回の前年度比較が大きくなったものでございます。

続きまして、2目、塵芥処理費でございます。本予算は、ごみ処理に関します予算でございまして、人件費の塵芥処理施設の維持管理に関する消耗品費や各種委託料、工事

請負費が主なものでございます。本年度は1億2,363万5,000円、前年度比較6,362万6,000円の減額となっております。

この減額の要因につきましては、13節、委託料において、本年度11月から紀の海クリーンセンターの稼働が始まることに伴い、一般ごみ焼却委託料、粗大ごみ処理委託料が大幅な減額となったことに伴うものでございます。また、工事請負費で前年度に野上区域塵芥処理場整備工事で4,000万円が計上されていたこと、また、前年度においてごみの収集車購入で702万円が計上されていたことが、減額の大きな要因となっております。

以上、3款、4款のうちの住民課の説明とさせていただきます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 総務学事課長、中尾君。

(総務学事課長 中尾隆司君 登壇)

○総務学事課長（中尾隆司君） 予算書の55ページをお願いしたいと思います。

青少年センター関係の予算でございます。3款、民生費、2項の児童福祉費、2目の青少年対策費です。この目は、町民一斉清掃、児童生徒の登下校時の巡回パトロール、声かけ運動、春・秋のハイキング、夏の子どもを守る運動、社会を明るくする運動など、青少年の育成活動や非行防止活動が主なものであります。本年度の予算額は、1,527万6,000円であります。主な内容は、職員1名の人件費及び夏まつり等の補助金であります。また、前年度比較で126万6,000円の減につきましては、主なものとしてセンター長の報酬の減ということで、教育委員会の指導主事が兼務することになったためでございます。

次に、58ページをお願いいたします。

5目の児童館の運営費です。この目は、町内の四つの児童館の運営費です。2人の児童厚生員、4人の児童厚生指導員の報酬と、こどもまつりが主なものです。料理教室、読書や遊びの広場等の移動児童館を含む子供たちのための事業でございます。予算額は593万4,000円で、主なものは人件費と補助金であります。同じく6目、学童保育費で予算額が594万円であります。内容として、町内二つの学童保育所の運営費です。指導員5名の賃金が主なものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

(総務学事課長 中尾隆司君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 建設課長、山本君。

（建設課長 山本広幸君 登壇）

○建設課長（山本広幸君） 68ページをお願いします。

4款、衛生費、2項、清掃費、3目、し尿処理費でございます。本年度予算、1,853万1,000円の予算をお願いするものでございます。事業内容は、合併浄化槽普及のための補助金でございます。5人槽で30基、それから6から7人槽で18基、8から50人槽で2基、合計50基を見込んでおります。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

（建設課長 山本広幸君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 次に、第5款から6款について説明願います。

産業課長、大窪君。

（産業課長 大窪茂男君 登壇）

○産業課長（大窪茂男君） それでは、5款、6款の産業課所管の予算について御説明をさせていただきます。

予算書の68ページをお願いいたします。

5款、1項、1目、農業委員会費でございます。本年度1,756万3,000円、農業委員会及び農業者年金業務に係る経費でございます。職員給与、委員報酬、事務に係る必要経費が主なものでございます。

69ページをお願いいたします。

2目、農業総務費、本年度4,741万4,000円、農業全般に係る経費でございます。内容は、職員給与、事務に係る必要経費と農業関係団体への負担金、補助金でございます。前年度比905万6,000円の増額となっておりますが、これにつきましては一般職員の人件費の増額に伴うものでございます。

70ページをお願いいたします。

3目の農業振興費でございます。本年度1億157万3,000円、農業の振興に関する全般に係る経費、また農業関係施設である農産加工所、高齢者創作館、雨山の郷公園の管理運営に係る経費並びに農業経営支援事業、中山間地域直支払交付金事業、農作物鳥獣害防止総合対策事業補助金に係る経費でございます。

主要な事業といたしましては、16節、原材料費の鳥獣害防止総合対策事業用材料費780万円、19節、負担金補助及び交付金の町農業経営支援事業補助金460万円、

中山間地域直接支払交付金事業 5,530万5,000円、農作物鳥獣害防止総合対策事業補助金 828万7,000円、青年就農給付金事業給付金 1,275万円、多面的機能支払交付金 205万円を計上してございます。

75ページをお願いいたします。

5款、2項、1目、林業総務費でございます。本年度 2,363万7,000円、林業関係全般に係る経費でございます。内容につきましては、職員給与、関係団体への負担金、補助金が主なものでございます。前年度比 209万6,000円の増額となっておりますが、これにつきましては一般職員の人件費での増額と森林整備地域活動支援交付金 152万円を計上したものでございます。

76ページをお願いいたします。

5款、3項、1目、水産業振興費、本年度 305万円は、貴志川漁協に関する経費でございます。アユの放流とアマゴの放流に伴う補助金で、前年と同額となっております。

77ページをお願いいたします。

5款、4項、1目、山村振興総務費、本年度 3,401万7,000円は、地域おこし協力隊及び集落支援員に伴う経費及び山村振興に必要な経費、並びに各種団体の補助金でございます。前年度比 436万1,000円の増額となっておりますが、地域おこし協力隊員の増員と集落支援員の増員、及び各種団体の補助金が主なものでございます。

78ページをお願いいたします。

6款、1項、1目、商工振興費、本年度 2,305万1,000円、紀美野町商工会、シルバー人材センターへの団体補助が主な経費となっております。

79ページから80ページをお願いいたします。

2目、観光費、本年度 2,664万1,000円でございます。観光施設の維持管理と観光推進等の事業に関する経費でございます。前年度比較で 4,292万円の減額となっておりますが、これにつきましては、前年度において小西公衆便所の新築工事及び生石高原第2駐車場の舗装工事、海南海草観光協議会が実施しましたサイクルツーリズム事業があったためでございます。

主要なものとして、13節、委託料で観光看板設置工事設計業務委託料 496万8,000円、15節、工事請負費で観光看板設置工事 1,250万円、生石高原遊具撤去工事 199万8,000円を計上してございます。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

(産業課長 大窪茂男君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

○建設課長 (山本広幸君) 71 ページから72 ページをお願いします。

5 款、1 項、4 目、耕地総務費でございます。本年度予算、8,377 万9,000 円を予算計上しております。主なものは、2 節、3 節、4 節で職員3 人分の給料や手当等でございます。それから、13 節、委託料で樫河池改修に伴う地質調査や改修計画概要書の作成費として、697 万7,000 円を計上しております。19 節では負担金、補助及び交付金では、主に県営農免道路の山畑2 期地区の負担金として3,333 万4,000 円でございます。本年度は、工事費として2 億円の計画をさせていただいております。28 節、繰出金1,891 万8,000 円ですが、農業集落排水事業特別会計への繰り出しでございます。

続きまして、72 ページの下段をお願いします。

5 目、農業用施設維持費でございます。本年度予算、600 万円を予算計上しております。事業内容は、15 節、工事請負費で農道や用水路等の補修工事費として300 万円をお願いするものでございます。また16 節、原材料費として、農道舗装の生コンクリートやU 字溝、揚水場のパイプ等の支給費として予算300 万円を計上しております。

続きまして、74 ページから75 ページをお願いします。

7 目、農業体質強化基盤整備促進事業でございます。本年度予算、3,582 万2,000 円を予算計上しております。この事業につきましては、用水路等の老朽化により取水等が困難となっている施設の改修や整備をするための費用でございます。2 節、3 節、4 節で職員1 人分の給料や手当等でございます。13 節、委託料で福田湯水路と、東野から井堰地区の庄の本水路の測量設計と合わせて580 万4,000 円を計上しております。15 節、工事請負費で、福田湯水路、また柿ノ戸水路、土井湯水路、松瀬湯水路、庄の本水路の整備工事費として、2,125 万4,000 円をお願いするものでございます。

次に、76 ページをお願いします。

5 款、2 項、2 目、林道維持費でございます。本年度予算、737 万1,000 円を予算計上しております。事業内容の主なものは、7 節、賃金で切り取り法面等の崩土の

取り除きや、側溝、路面の整備等に係る作業員の賃金として277万2,000円と、13節の委託料で雑草等刈り取りについては、旧野上管内の林道2路線分でございますが、23万9,000円を予算計上しております。次に、15節の工事請負費で林道の維持補修工事に係る予算200万円と、16節の原材料費でアスファルト補修用のレミファルトや冬場の凍結防止剤として25万円をお願いするものでございます。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 地籍調査課長、尾花君。

(地籍調査課長 尾花延弥君 登壇)

○地籍調査課長(尾花延弥君) それでは、地籍調査課より予算書73ページを開きください。

5款、1項、6目、地籍調査事業費でございます。予算額9,950万6,000円、1,320万7,000円の減額でございます。主な内容といたしましては、1節、報償費、地籍調査推進事業費が192万円で、144万円の減額でございます。

2節から4節につきましては、人事異動に伴う職員給与等の減額でございます。

74ページをお開きください。

13節、委託料5,841万8,000円、地籍調査委託料でございます。1,324万8,000円の増額でございます。主なものといたしまして、以上でございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

(地籍調査課長 尾花延弥君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 次に、第7款から第8款について説明をお願いします。

建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

○建設課長(山本広幸君) それでは、80ページから82ページをお願いします。

本年度予算、2,485万円を予算計上しております。主な内容ですが、2節、3節、4節で職員3人分の給料や手当等でございます。13節、委託料で土木積算システムの保守業務と改修委託料として156万円の予算と、14節に使用料及び賃借料で道路敷地2路線分の借地料や土木積算システム機械借り上げ等で、109万4,000円をお願いするものでございます。19節、各種協議会の分担金や負担金として75万1,000円をお願いしております。

続きまして、８２ページから８３ページをお願いします。

７款、２項、１目、道路橋りょう維持費でございます。本年度予算、４,５１０万円を予算計上しております。事業の主なものは、７節、賃金で町道の維持管理作業による崩土や側溝の土砂取り除き等に係る作業員の賃金として、２７７万２,０００円をお願いするものでございます。１３節、委託料で１０３万１,７００円の予算を計上しております。町道の草刈り費用や町道の維持工事に伴う測量設計委託料費でございます。

８３ページをお願いします。

１４節、使用料及び賃借料で、維持管理作業に伴う小型重機借り上げとして２０万円をお願いしております。次に１５節、町道の補修及び舗装生活関連工事として３,２００万円と、１６節に維持補修に必要な生コンクリート、それからレミファルト、路面凍結防止剤等の原材料費として３００万円の予算を計上しております。

続きまして、同じ８３ページで、２目、道路橋りょう新設改良費でございます。本年度予算、１億６,４４７万２,０００円を予算計上しております。予算の内容ですが、２、３、４節で職員３名分の給与や諸手当を予算計上しております。次に、１３節、委託料では１,３４２万円を計上しております。これにつきましては、町道３路線や河川改修の測量と橋梁修繕に伴う２橋分の測量設計業務に係るものでございます。

次に、８４ページの１５節の工事請負費で、１億２,２１２万円を計上しております。前年度に比べて約３億円の減額となっておりますが、新しい龍光寺橋が完成したことによるものでございます。続きまして、１７節、公有財産購入費で４６７万８,０００円を計上しております。東福井牧場線では、飯盛峠付近の用地と楠木３号線では動木地内の町道改良工事部分の用地費でございます。２２節、補償、補填及び賠償金で、立木補償と水道管布設がえの補償費として４０９万５,０００円を計上しております。

続きまして、８６ページをお願いします。

７款、４項、１目、公園費でございます。本年度予算、５４９万４,０００円を予算計上しております。事業内容につきましては、１２節、役務費で浄化槽の法定検査及び清掃手数料等で２５万５,０００円、それから１３節、委託料でトイレの清掃管理で５万７,０００円を予算計上しております。１５節、工事請負費で昨年度の整備工事に引き続き、遊具の設置費として５００万円をお願いするものでございます。

続きまして、８６ページから８７ページをお願いします。

７款、５項、１目、建設残土処理費でございます。本年度予算、２,７０１万３,００

0円を予算計上しております。予算内容の主なものは、2・3・4節で職員1名分の給料や手当を予算計上しております。それから、13節、委託料で受け入れた建設残土の敷きならし、転圧をしていただく作業や、管理等で搬入車両の重量の計測や伝票管理、また搬入路のじんあい防止の散水作業等で、1,528万7,000円を計上しております。次に、15節、工事請負費については100万円を計上しております。処理場内の盛り土の量に伴う縦排水管等の工事を計画しております。

以上、簡単ですが、予算の説明とさせていただきます。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 企画管財課長、中谷君。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 登壇)

○企画管財課長 (中谷嘉夫君) それでは、84ページから85ページをごらんください。

7款、土木費、3項、住宅費、1目、住宅管理費でございます。本年度6,366万5,000円、前年度比2,710万6,000円の増額となっております。これにつきましては、町営住宅長寿命化改修工事及び耐震診断調査業務委託料を計上したためでございます。

1目、住宅管理費、11節の需用費で修繕料180万円を計上させていただいておりますが、これは町営住宅設備の修繕費用でございます。13節、委託料で耐震診断調査業務委託料300万円、町営住宅長寿命化改修工事監理委託料で200万円、15節、工事請負費、町営住宅長寿命化改修工事4,200万円につきましては、平成26年度に続いて紀美野町公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的に予防・保全的に改修を実施し、町営住宅の耐久性、安全性の向上と長期の活用を図っていくこととしております。本年度は、2団地の屋根防水、外壁改修等を予定しており、このための委託料及び工事費でございます。第14節の使用料及び賃借料で、借地料として508万8,000円計上しておりますが、これは町営住宅14団地の面積約1万4,951平米の借地料でございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長（家本 宏君） それでは、平成２７年度紀美野町予算書、８７ページから９２ページまでの８款、消防費、１項、消防費、１目、常備消防費と２目、非常備消防費、３目、水防費について、前年度と比して御説明をさせていただきます。

８７ページをごらんください。

１目、常備消防費であります、１億２９８万２,０００円減額の３億２,５９２万円でございます。主立った項目のみ御説明をさせていただきます。

８９ページをごらんください。

１３節、委託料が２６０万９,０００円減額の５０万９,０００円でございます。指令業務の共同運用により、新規に高機能消防指令システムを構築したことに伴いまして、平成２７年度は指令装置の瑕疵担保期間となるため、保守管理費を必要とせず、また、そのシステムの中に救急統計処理機能も持ち合わせているために、当該システムとしての保守管理費用も不要となりました。さらには、消防救急無線がデジタル化されたことや、平成２７年度は救急救命士の気管挿管実習該当者もないことから、当該委託費も必要ないことから減額となったものでございます。

次に、１５節、工事請負費１９２万６,０００円ありますが、訓練塔が老朽化しまして、安全管理上、一部改修を必要とすることから、それに伴う予算を計上させていただきました。

次に、１８節、備品購入費であります、３１１万２,０００円増額の５０８万７,０００円でございます。主な要因は、職員に貸与している活動服の摩耗が激しく現場活動に支障を来す可能性があり、新たに貸与するための予算を計上させていただいたためでございます。

次に、１９節、負担金補助及び交付金であります、１億５９４万８,０００円減額の１,５９０万８,０００円でございます。指令業務の共同運用に伴う高機能指令システムの導入が完了したことに伴いまして、高機能指令システム等共同整備事業負担金の減額が主な要因でございます。

次に、２目、非常備消防費でございます、６８３万５,０００円増額の９,２３０万４,０００円でございます。

９１ページをごらんください。

８節、報償費が７０万円減額の１,９４１万１,０００円、９節、旅費が３０万円減額の６万円、１１節、需用費が３５万３,０００円減額の２７０万円、１４節、使用料及

び賃借料が３９万１，０００円減額の８９万９，０００円となっております。これらの減額の主な要因ですが、平成２７年度は、隔年に実施しておりますポンプ操法大会と分団長研修の実施予定がないため減額となったものでございます。

次に、１３節、委託料１６１万３，０００円と１５節、工事請負費２，４２７万５，０００円ありますが、第１４分団第３部の消防格納庫が大変狭隘であり、活動上、支障を来していることから、新規に建築するための予算を計上させていただきました。

次に、１８節、備品購入費ありますが、７１６万７，０００円増額の１，３９２万６，０００円でございます。増額の主な要因ですが、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行されるとともに、消防団の装備の基準及び消防団員服制基準が改正されました。これに伴いまして、耐切創手袋や防塵メガネ等、安全確保のための装備やエンジンカッター、油圧切断機等の救助活動用資機材を整備しなければならなくなりました。また、新たな服制基準に適合した活動服も整備しなければなりません、いずれも単年度での整備は困難だと思われるので、平成２７年度から順次計画的に整備をしていくための予算を計上させていただきました。

９２ページをごらんください。

次に、３目、水防費でございますが、昨年度より５万３，０００円増額の１４万４，０００円でございます。土のう袋、砂、ブルーシート、関東ジョレンの購入費用でありまして、特に土のう砂の使用頻度が高まっていることから、昨年度より多目に購入いたしたく増額となったものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

（消防長 家本 宏君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 次に、第９款から最後まで説明をお願いします。

総務学事課長、中尾君。

（総務学事課長 中尾隆司君 登壇）

○総務学事課長（中尾隆司君） 予算書の９２ページをお開きいただきたいと思います。下段でございます。

９款、教育費、１項、教育総務費、１目の教育委員会費です。この目は、教育委員４名の報酬が主なものでございます。予算額が、１１６万５，０００円でございます。

次に、２目の事務局費でございます。この目は、教育長及び総務学事課職員５名の人件費が主なもので、予算額が４，５９６万４，０００円でございます。前年度に対しまして、

1,508万6,000円の減額につきましては、職員2名分退職者の減による人件費が主なものでございます。

次に1枚めくっていただきまして、94ページの中段、3目、教育諸費でございます。この目は、児童生徒や教職員の健診、検査等、またスクールバスの運行、外国人指導助手の費用、小中学校の共通部分の運営費や負担金等、また研究会の補助金、学校教育支援員の費用が主なものでございます、予算額が、4,504万3,000円でございます。

次に、97ページをお開きいただきたいと思います。

2項、小学校費でございます。1目の学校管理費です。この目は、四つの小学校の管理費でございます。小学校の児童数は284名で、昨年より12名の減を見込んでおります。予算額が、1億409万4,000円でございます。主なものは、人件費と需用費と学校施設管理委託料でございます。それと、小川小学校、下神野小学校の体育館つり天井の落下対策工事費を計上しております。

次に、99ページをお願いしたいと思います。

2目の教育振興費です。この目は、児童の就学援助等保護者負担の軽減や教材の充実を図るものでございます。予算額が、896万円です。主なものは、教材用の備品と扶助費でございます。また、今回、教科書の改訂に伴い教師用の教科書、指導書の購入費が主なものでございます。

続いて、下段の3項、中学校費の1目、学校管理費です。この目は、三つの中学校の管理費でございます。中学校の生徒が199名で、前年より19名の減でございます。予算額が1,833万9,000円で、主なものは人件費と需用費を計上しております。

次に、1枚めくっていただきまして100ページの中段、2目の教育振興費です。この目は、生徒の就学援助等保護者負担の軽減や教材の充実を図るものでございます。予算額が629万6,000円で、主なものは、教材用備品、クラブ助成と扶助費であります。

2枚めくっていただきまして、104ページの中段、4項の社会教育費、5目の文化財保護費でございます。予算額が13万4,000円で、この目は、文化財の審議委員の報酬と文化財保護の補助金が主なものでございます。

以上、簡単ではありますが、説明といたしたいと思っております。

(総務学事課長 中尾隆司君 降壇)

○議長 (小椋孝一君)

生涯学習課長、岩田君。

(生涯学習課長 岩田貞二君 登壇)

○生涯学習課長(岩田貞二君) それでは、生涯学習関連の予算について説明させていただきます。

101ページをお願いします。

9款、4項、1目、社会教育総務費です。4,323万8,000円の予算計上です。1節では報酬、社会教育委員9名と社会教育指導員1名の費用です。2節からは、職員6名の給与となります。19節では、協議会等の負担であります。

101ページ、最下段です。2目、生涯学習費です。480万2,000円の内容です。

次のページ、102ページをお願いします。

13節、委託料、町民癒しのコンサート委託料です。本年度は200万円ということで、合併10周年を記念して中央公民館と文化センターでの2回を開催するというところで予算計上をさせていただいております。19節では、町民大学講座、例年どおりいろいろなジャンルから町民の方々に聞いていただくということで80万円を計上させていただいております。文化祭は、例年どおり文化の日に合わせて形で進めたいと思っております。

102ページの中段の3目、公民館費です。中央公民館、小川、志賀野の3公民館の費用となります。1節では、報酬、公民館長2名と公民館主事3名の費用となります。それから、運営審議員の費用ということで御理解賜りたいと思います。19節で花いっぱい運動、例年どおり町内に花を植えていこうということで、45万円を計上させていただいております。

103ページの下段の人権教育費です。

2節、給与は1名の給与として、2・3・4節に入っております。

次のページ、104ページをお願いします。

13節、委託料では人権啓発活動ということで、これもいろいろとジャンルを変えて皆さんに提供していきたいということで計上しております。

同ページの一番下段の放課後子ども総合プラン事業費です。もともとは新子どもプラン事業という名称でありましたが、名称が変わったということで御理解賜りたいと思います。コーディネーターとかアドバイザー、ふれあいルームの安全管理員、通学合宿などの費用ということであります。

次に、１０５ページ、みさと天文台管理運営費です。２節は、３名の給与ということで、２・３・４節も同様です。

それから、１０６ページをお願いします。

１５節、工事請負費４２３万９,０００円、みさと天文台月の館空調設備工事ということで、３５０万円計上させていただいております。平成７年に建設された天文台の空調設備が故障して修理が古くて効かないということで、新たにまた空調クーラー、暖房設備を設置するということでお願いするものです。それと、月の館前に芝の広場があるんですが、そこで多くのイベントをしております。そこがイノシシに掘られて使えない状態になって、整備に苦慮しているということなので、周りをワイヤメッシュの金網で囲うということで、７３万９,０００円を計上させていただいております。

同１０６ページ、セミナーハウス未来塾管理運営費です。１３節、委託料として３０万８,０００円を計上させていただいております。

その１０６ページの下段、文化センター管理運営費です。１,６３８万５,０００円です。１節、報酬は委員８名の費用になります。７節では、図書司書と事務として２名の費用になります。

１０７ページの一番下段、真国区民センター管理運営費です。本年度１８６万２,０００円、７節では賃金で１５万２,０００円、夜間の管理ということで計上させていただいております。あとは、施設の管理の費用ということであります。

１０８ページ、１１目、自然体験世代交流センター管理運営費です。４１０万７,０００円です。７節、賃金９０万円は施設の管理に係る費用です。あとは、施設の管理費用ということでお願いしたいと思います。

９款、５項、保健体育費、保健体育総務費です。１,７８５万３,０００円、報酬は２万８,０００円ということで、スポーツ振興推進員１２名の報酬ということになります。２節からは給与、２名の職員給与ということであります。

１１０ページをお願いします。

１９節では、負担金、補助ということでスポーツ推進委員、体育施設協会ということで負担金です。それから、レクリエーション大会の補助とかジュニア駅伝、ゲートゴルフ・パークゴルフ協会への補助ということで負担を行っております。

１１０ページ、中段、２目の体育施設管理運営費です。２,４８２万円です。７節の賃金については、臨時雇用ということで、管理に必要な費用でございます。

111ページの15節、工事請負費です。スポーツ公園周辺整備工事ということで、589万3,000円を計上させていただいております。国体に向けた周辺整備を行っていきたいと考えております。

以上、簡単ですが、生涯学習課所管の説明とさせていただきます。

(生涯学習課長 岩田貞二君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 国体推進課長、南君。

(国体推進課長 南 秀秋君 登壇)

○国体推進課長 (南 秀秋君) 111ページ、3目、国体推進費の説明をさせていただきます。

前年度に比べまして、2,440万2,000円増の7,756万8,000円をお願いするものでございます。増額の理由といたしましては、国体開催の経費で、次のページ112ページで計上させていただいております19節、負担金補助及び交付金の実行委員会への補助金3,675万円で、前年度に比べまして1,738万7,000円の増額をお願いしております。

主な経費について御説明申し上げます。

経費といたしましては、開始式から表彰式に至るまでの大会運営経費や大会終了後の報告書の作成費まで全てを含みまして、大会運営費用といたしまして1,140万円が必要と見込んでおります。また、会場の設営並びに管理委託料に1,878万円余りを見込んでございます。これは、昨年のリハーサル大会と比べまして130万円ほどの増となっておりますが、その理由といたしましては、本年度、仮設観覧席の設置を計画しておりますが、それに約650万円が必要ということで、それが増額となっております。また、あわせて今年は皇室の御来場も予定されておりますので、お席の準備等々、大会競技場のレイアウトから設営、管理、撤去をリハーサル大会と同様、全を一括で業者に委託する予定でございます。

また、大会期間中のバス等の計画輸送に350万円ほど必要と見込んでおります。加えて、競技会場の保安全管理、夜間警備、交通警備等の費用、それに、ごみの処理等の費用等も計上させていただいております。

その他といたしましては、選手、監督及び競技役員等の宿泊につきまして、合同配宿業務を行ってくださっておりますので、その負担金を計上させていただいております。

以上、合わせまして国体開催事業費総額といたしまして、3,578万8,000円を

願ひするものでござひます。

以上、簡単でござひますが、説明とさせていただきます。

(国体推進課長 南 秀秋君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

○建設課長 (山本広幸君) 議案書の112から113ページをお願いします。

10款、1項、公共土木施設災害復旧費でござひます。本年度予算12万円を予算計上しております。この科目につきましては、災害に備えての科目設定でござひます。

同じく10款、2項、1目、農地農業用施設災害復旧費と2目の林業施設災害復旧費についても、災害に備えての科目設定でござひます。

以上、簡単ですが、予算の説明とさせていただきます。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 本日の会議時間は、議事の進行の都合により延長したいと思います。

総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長 (牛居秀行君) それでは、予算書の113ページの中ほどをごらんください。

11款、公債費、1項、1目、元金では7,948万9,000円減額の10億4,649万4,000円の計上です。2目の利子では、3,408万5,000円減額の1億124万9,000円の計上となっております。

次に、12款、諸支出金、1項、1目の財政調整基金費で33万6,000円の減額であります、156万1,000円、2目の減債基金債で3,000円減額の4万5,000円、3目のふるさと創生基金費では前年度と同額の4,000円、4目の土地開発基金費では、4,000円減額の5万7,000円の計上となっております。

次のページ、114ページをごらんください。

5目の河川浄化推進事業基金費では、1万4,000円減額の2万2,000円の計上、6目の美里の湯かじか荘基金費では、前年度と同額の1,000円の計上、7目の上芝貞雄文化・教育振興基金費では、4,000円減額の5万4,000円の計上、8目の地上デジタル放送中継施設基金費では、24万8,000円減額の27万2,000円の計

上、9目の合併振興基金費では、7,132万9,000円増額の1億7,794万8,000円の計上、10目のふるさとまちづくり応援基金費では、3,000円減額の10万4,000円の計上、11目の福祉基金費では、1,000円減額の1万8,000円の計上、12目の瀬藤基金費では、7,000円減額の1万1,000円の計上、13目の中山間ふるさと水と保全基金積立金では、2,000円減額の3万円の計上となっております。また、地域振興基金費につきましては廃目整理となっております。

次に、13款、予備費、1項、1目の予備費につきましては、前年度と同額の1,000円の計上となっております。

なお、116ページから120ページにかけましては給与明細書、121ページには地方債の現在高の見込みに関する調書、122ページには債務負担行為に関する調書をつけておりますので、御高覧賜りたいと存じます。

済みません、失礼いたします。予備費でございます。予備費につきましては、前年度と同様の1,000万円の計上でございます。訂正しておわびを申し上げます。

それでは、7ページに戻っていただきたいと存じます。

2表 地方債でございます。

起債の目的の欄の全国防災事業債では、限度額を2,850万円としております。また、一般単独事業債では限度額を4億9,320万円とし、辺地対策事業債では限度額を2,390万円に、過疎対策事業債では限度額を3億9,990万円に、臨時財政対策債では限度額を2億3,000万円とし、合計で11億7,550万円の限度額の設定をお願いするものでございます。

起債の方法につきましては、普通貸借、または証券発行となっております。利率につきましては3.5%以内、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率となります。償還の方法につきましては、政府資金につきましては、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財源の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還、もしくは低利に借りかえすることができるとするものでございます。

以上、簡単でございますが、総務課関係の説明といたします。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (小椋孝一君)

以上で説明が終わりましたが、説明漏れ等ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎日程第４２ 議案第３９号 平成２７年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算について

◎日程第４３ 議案第４０号 平成２７年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算について

◎日程第４４ 議案第４１号 平成２７年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（小椋孝一君） 日程第４２、議案第３９号、平成２７年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第４３、議案第４０号、平成２７年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算について及び日程第４４、議案第４１号、平成２７年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算について、一括議題とします。

説明を願います。

住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長（増谷守哉君） それでは、１２３ページをお願いします。

議案第３９号 平成２７年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算

平成２７年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１７億９,３６９万６,０００円と定める。

２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第２条 地方自治法第２２０条第２項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

１号 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成２７年３月３日提出 紀美野町長 寺本光嘉

１２９ページをお開きください。

歳入でございます。

1 款、国民健康保険税、1 項、1 目、一般被保険者国民健康保険税でございます。本年度 2 億 2,566 万 5,000 円、前年度比較 1,980 万 5,000 円の増額となっております。2 目、退職被保険者等国民健康保険税、本年度におきましては 2,701 万 4,000 円、前年度比較 2 億 1 万 6,000 円の減額となっております。

次のページをお願いします。

国保税の合計といたしましては、本年度 2 億 5,267 万 9,000 円、前年度比較 1,768 万 9,000 円の増額となっております。この主な要因につきましては、本年度、国保税の額の改正によるものでございます。

次に、2 款、使用料及び手数料、1 項、1 目、督促手数料につきましては、前年度と同額の 1,000 円を計上してございます。

3 款、国庫支出金、1 項、1 目、療養給付費等負担金でございます。本年度は 2 億 5,107 万円で、前年度比較 2,406 万円の増額となっております。2 目、高額療養費共同事業負担金につきましては、本年度 1,046 万 3,000 円で、前年度比較 7 万 1,000 円の増額でございます。次に 3 目、特定健康診査等負担金につきましては、本年度 1 億 53 万 1,000 円で、前年度比較 1 億 8 万 8,000 円の減額となっております。

次に、3 款、国庫支出金、2 項、1 目、財政調整交付金で、本年度 9,302 万 8,000 円、前年度比較 7 億 82 万 8,000 円の増額となっております。

次に、4 款の療養給付費等交付金、1 項、1 目、療養給付費等交付金、本年度 9,239 万 6,000 円で、前年度比較 3 億 61 万 4,000 円の減額となっております。

次に、131 ページをごらんください。

5 款、前期高齢者交付金、1 項、1 目、前期高齢者交付金でございます。本年度 3 億 9,580 万 7,000 円で、前年度比較 2,336 万 1,000 円の増額となっております。

次に、6 款、県支出金、1 項、1 目、高額医療費共同事業負担金で、本年度 1,046 万 3,000 円、前年度比較 7 万 1,000 円の増額となっております。次に、2 目、特定健康診査等負担金でございますが、本年度 1 億 53 万 1,000 円で、前年度比較 1 億 8 万 8,000 円の減額となっております。

次でございます 6 款、県支出金、2 項、1 目、県補助金で、本年度 9,334 万 7,0

00円、前年度比較2,087万8,000円の増額となっております。増額の主な要因につきまして、1節の財政対策補助金で、前年度より50万円の減額の550万円、2節の県調整交付金で、前年度より2,135万2,000円増額の8,782万1,000円の計上となっていることによるものでございます。次に、3節の保健推進事業補助金につきましては、本年度2万6,000円でございます。これにつきましては、前年度より実施している特定健康診査での腎機能検査に対する補助金で、当初予算では今回初めて計上するものでございます。

131ページをお願いします。

7款、共同事業交付金、1項、1目、共同事業交付金で、本年度3億6,218万9,000円、前年度比較1億8,980万2,000円の増額となっております。これは、共同事業交付金で前年度より14万2,000円増額となっております。それと、次のページをごらんください。保険財政共同安定化事業交付金で、前年度より1億8,966万円の増額となって、この二つの原因によるものでございます。

次に、8款、財産収入、1項、1目、利子及び配当金、本年度は1万8,000円、前年度比較2万2,000円の減額となっております。これは、財政調整基金の預金利子でございます。

9款、諸収入、1項、1目、延滞金、前年度同額の20万円でございます。

9款、諸収入、2項、1目、第三者納付金、前年度同額の100万円を計上してございます。2目の雑入につきましても、前年度同様3万円でございます。

次に、10款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金でございます。本年度2億2,794万2,000円でございます。前年度比較514万4,000円の増額となっております。この増額につきましては、1節の一般会計繰入金で前年度比48万2,000円減額、2節の保険基盤安定繰入金において、前年度比562万6,000円の増額となっているものでございます。

次に、133ページでございます。

11款、繰越金、1項、1目、繰越金で、前年度と同額の1,000円でございます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

次に、134ページでございます。

3 歳出の説明とさせていただきます。

1款、総務費、1項、1目、一般管理費でございます。本年度は、616万2,000

0円でございます。前年度比較、12万8,000円の減額となっております。

1款、総務費、2項、1目、賦課徴収費でございます。本年度、167万5,000円でございます。前年度比較、13万円の増額となっております。

次のページをお願いします。

1款、総務費、3項、1目、運営協議会費でございます。これは、国民健康保険運営協議会に係る予算でございます。前年度と同額の9万5,000円となっております。

次に、2款、保険給付費、1項、一般被保険者療養諸費、1目、療養給付費でございます。本年度8億9,700万円、前年度比較8,900万円の増額推計となっております。次に、2目、療養費、本年度1,600万円、前年度比較200万円の減額推計となっております。

2項、退職被保険者療養諸費、1目、療養給付費、前年度と同額の7,200万円でございます。2目の療養費につきましても、前年度と同額の120万円でございます。

次のページの136ページをお願いします。

3項、1目、審査支払手数料でございます。この予算につきましては、レセプトの審査手数料でございます。本年度246万3,000円、単価変動によります前年度比較35万6,000円の増額となっております。

次に、4項、1目、一般被保険者高額療養費でございます。本年度、1億2,800万円の予算となっております。前年度比較、1,100万円増額推計となっております。2目、退職被保険者高額療養費につきましては、本年度1,304万4,000円で、前年度比較404万4,000円の増額となっております。3目、一般被保険者高額介護合算療養費につきましては、前年度と同額の10万円を計上してございます。4目、退職被保険者等高額介護合算療養費につきましても、前年度と同額の10万円を計上してございます。

5項、1目、一般被保険者移送費及び137ページの2目、退職被保険者移送費につきましては、それぞれ前年度と同額の1万円を計上してございます。

2款、保険給付費、6項、1目、出産育児一時金、これにつきましては前年度と同額の420万3,000円となっております。

7項、1目、葬祭費でございます。前年度と同額の60万円を計上してございます。

3款、後期高齢者支援金等、1項、1目、後期高齢者支援金でございます。本年度1億6,435万7,000円で、前年度比較2万8,000円の増額となっております。

2 目、後期高齢者関係事務費拠出金、前年度と同額の 1 万 2,000 円となっております。

次、138 ページ。

4 款、前期高齢者納付金等、1 項、1 目、前期高齢者納付金でございます。本年度 7 万 5,000 円、前年度比較 17 万 9,000 円の減額となっております。2 目、前期高齢者関係事務費拠出金につきましては、前年度と同額の 1 万 2,000 円となっております。

5 款、老人保健拠出金、1 項、1 目、老人保健医療費拠出金でございます。前年度と同額の 1,000 円でございます。2 目、老人保健事務費拠出金につきましても、前年度と同額の 9,000 円となっております。

6 款、介護納付金、1 項、1 目、介護納付金でございます。本年度 6,773 万円、前年度比較 619 万 7,000 円の減額となっております。

次に、7 款、共同事業拠出金、1 項、1 目、高額医療費拠出金で、本年度 4,185 万 2,000 円、前年度比較 28 万 4,000 円の増額となっております。

次のページをお願いします。

2 目、事務費拠出金につきましては、前年度と同額の 1,000 円を計上しております。3 目、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、本年度 3 億 4,126 万 3,000 円で、前年度比較 1 億 8,966 万円の増額となっております。

8 款、保健事業費、1 項、1 目、特定健康診査等事業費につきましては、本年度 85 万 2,000 円でございます。前年度比較、50 万 5,000 円の減額となっております。

次のページ、140 ページをお願いします。

8 款、保健事業費、2 項、1 目、疾病予防費でございます。本年度 1,195 万 2,000 円、前年度比較 17 万 1,000 円の増額となっております。

次に、9 款、諸支出金、1 項、1 目、保険税還付金につきましては、前年度と同じ 50 万円及び 2 目の償還金につきましては、前年度と同額の 1 万円となっております。

2 項、1 目、拠出金で、本年度 465 万円、前年度比較 75 万円の減額となっております。

9 款、3 項、1 目、財政調整基金費、本年度 1 万 8,000 円でございます。

次の 141 ページをお願いします。

最後に、１０款、予備費、１項、１目、予備費でございます。前年度と同額の１,０００万円でございます。

以上、簡単ですが、平成２７年度国民健康保険事業特別会計予算の説明といたします。続きまして、予算書の１４３ページをお願いします。

議案第４０号 平成２７年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算

平成２７年度紀美野町の国民健康保険診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ７,７３７万１,０００円と定める。

２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

平成２７年３月３日提出 紀美野町長 寺本光嘉

１４８ページをお願いします。

歳入でございます。

１款、診療収入、１項、１目、外来収入でございます。本年度は４,６６８万円で、前年度と比較いたしまして８８２万円の減額でございます。主な要因といたしましては、人口減によります患者数の減少によるものでございます。

次に、２款、使用料及び手数料、１項、１目、文書料では、前年度と同額の４８万円を計上してございます。この予算につきましては、介護保険主治医の意見書作成及び診断書の作成手数料でございます。

３款、繰入金、１項、１目、一般会計繰入金につきましては、前年度より７６万２,０００円増額してございますが、主な増額の要因につきましては、外来収入の減少によるものでございます。２目の国民健康保険事業特別会計繰入金は、本年度３７５万円で、前年度より７５万円の減額でございます。減額の要因としましては、外来収入の減額によるものでございます。

次に、４款、繰越金、１項、１目、繰越金で、前年度と同額の１０万円を計上してございます。

次のページ、１４９ページをお願いします。

５款、諸収入、１項、１目、雑入で、前年度と同額の３０万円を計上しております。

最後に、県支出金、へき地診療所対策費補助金でございますが、前年度に汎用画像診

断装置の購入に伴う予算でございまして、今回、廃目整理でございまして。

以上、簡単でございしますが、歳入の説明とさせていただきます。

次のページ、150ページをお願いします。

歳出でございまして。

1 款、総務費、1 項、1 目、一般管理費、本年度予算 4,444 万 8,000 円で、前年度と比べまして 153 万 1,000 円の減額となっております。主な減額要因としては、7 節、賃金で 94 万 1,000 円の減額、11 節、需用費で 142 万 6,000 円の減額となったものでございまして。

続きまして、次のページ、下段でございまして。

2 款、医業費、1 項、1 目、医療用機械機器費でございまして。本年度予算 249 万 7,000 円で、前年度より 294 万 8,000 円の減額となっております。この減額の要因につきましては、前年度は備品購入費として汎用画像診断装置の購入を計上しているものでございまして。

次に、2 目、医療用消耗品費でございまして。本年度予算 81 万 9,000 円でございまして。3 目、医薬品衛生材料費で、本年度 2,795 万 7,000 円で、前年度より 564 万 3,000 円の減額となっております。次に 4 目、検査費で前年度より 18 万円減額の 60 万円の計上でございまして。5 目、研究研修費で 5 万円の計上となっております。

続きまして、3 款、予備費、1 項、1 目、予備費で前年度同額の 100 万円の計上をしております。

以上、簡単でございしますが、平成 27 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

引き続きまして、予算書の 159 ページをお願いします。

議案第 41 号 平成 27 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算

平成 27 年度紀美野町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 4,935 万 4,000 円と定める。

2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成27年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

164ページをお願いします。

歳入でございます。

1款、保険料、1項、1目、後期高齢者医療保険料でございます。本年度9,239万4,000円で、前年度比100万1,000円の増額となっております。増額の要因としましては、1節の現年度分が前年度より101万9,000円の増額、2節の滞納繰越分が前年度より1万8,000円減額となっているものでございます。

次に、2款の使用料及び手数料、1項、1目、督促手数料で前年度と同額の1,000円となっております。

3款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金、本年度2億5,685万5,000円で、前年度比較145万5,000円の増額となっております。増額の主な要因としましては、3節の療養給付費繰入金で、前年度より149万6,000円増額によるものでございます。

4款、繰越金、1項、1目、繰越金でございますが、前年度と同額の10万円の計上でございます。

5款、諸収入、1項、1目、延滞金、前年度と同額の1,000円の計上でございます。

次のページ、2目、加算金及び3目の過料につきましても、前年度と同額の1,000円の計上となっております。

5款、諸収入、2項、1目、雑入につきましても、前年度と同額の1,000円を計上しております。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

1款、総務費、1項、1目、一般管理費でございます。本年度1,562万4,000円で、前年度比25万2,000円の増額となっております。

次に、2項、1目、徴収費につきましては、本年度予算126万1,000円でございます。

次のページをお願いします。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金

でございます。本年度３億３,１１６万９,０００円で、前年度に比べまして２１０万３,０００円の増額となっております。この主な増額の要因としましては、保険料及び医療費の増額推計によるものでございます。

３款、諸支出金、１項、１目、保険料還付金で、本年度３０万円で、前年度と比べまして１０万円の増額となっております。

最後、４款、予備費、１項、１目、予備費は前年度と同額の１００万円を計上してございます。

以上、平成２７年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

◎日程第４５ 議案第４２号 平成２７年度紀美野町介護保険事業特別会計予算について
○議長（小椋孝一君） 日程第４５、議案第４２号、平成２７年度紀美野町介護保険事業特別会計予算について、議題とします。

説明を願います。

保健福祉課長、宮阪君。

(保健福祉課長 宮阪 学君 登壇)

○保健福祉課長（宮阪 学君） それでは、１７３ページをお開きください。

議案第４２号 平成２７年度紀美野町介護保険事業特別会計予算

平成２７年度紀美野町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１６億５,１５０万３,０００円と定める。

２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第２条 地方自治法第２２０条第２項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(１) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(２) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係

る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

続きまして、178ページをお開きください。

2 歳入

1 款、介護保険料、2 項、介護保険料、1 目、第1号被保険者保険料、本年度3億113万円、昨年比較で5,602万7,000円の増でございます。1 節、現年度分3億5万8,000円（特別徴収保険料、制度改正に伴い21%から22%に上がった分でございます。）×99%（収納率）でございます。2 節、滞納繰越金、95万5,000円、滞納繰越分、収納率28%でございます。

続きまして、1 項、手数料、1 目、総務手数料1,000円、前年度比較は同じでございます。2 目、督促手数料1,000円、前年度比較は同じでございます。

続きまして、1 項、国庫負担金、1 目、介護給付費負担金2億7,890万1,000円、前年度比較1,341万3,000円の増でございます。これにつきましては、施設15%、その他20%の割合でございます。給付費の増でございます。

続きまして、2 項、国庫補助金、1 目、調整交付金1億5,658万9,000円、前年度比較589万2,000円の増でございます。2 目、地域支援事業交付金155万4,000円、前年度比較62万9,000円の減でございます。これにつきましては、人件費の振り替えによる減でございます。3 目、地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）でございます。本年度予算875万1,000円、前年度比較3万2,000円でございます。続きまして、4 目、介護保険事業費補助金162万円、前年度はございませんでした。内訳につきましては、1 節、介護保険事業費補助金、システム改修に伴う補助金でございます。

続きまして、179ページ。

1 項、支払基金交付金、1 目、介護給付費交付金4億3,845万円、昨年度比較3011万3,000円、これは2号分でございます。2号分につきましても、制度改正に伴い29%から28%に下がってございます。2 目、地域支援事業支援交付金170万4,000円、昨年度比較では79万2,000円の減でございます。これにつきましても、人件費の振り替えによる減でございます。

1 項、県負担金、1 目、介護給付費負担金2億3,001万3,000円、751万3,000円の増でございます。これにつきましても、給付費の増でございます。

2 項、県補助金、1 目、地域支援事業費交付金、本年度予算 7 7 万 7, 0 0 0 円、3 1 万 4, 0 0 0 円の減でございます。これにつきましても、人件費振り替えによる減でございます。2 目、地域支援事業交付金 4 3 7 万 5, 0 0 0 円、昨年度比較 1 万 6, 0 0 0 円の増でございます。

続いて、1 項、一般会計繰入金、1 目、介護給付費繰入金 1 億 9, 5 7 3 万 7, 0 0 0 円、8 0 4 万 6, 0 0 0 円の増でございます。1 節、現年度分、これは町負担分の 1 2. 5 %でございます。それから、2 目、地域支援事業繰入金 7 7 万 8, 0 0 0 円、昨年比較 3 1 万 6, 0 0 0 円の減でございます。これについても、人件費の振り替えによる減でございます。

続いて、1 8 0 ページをお願いいたします。

3 目、地域支援事業繰入金 4 3 7 万 6, 0 0 0 円、昨年度比較 1 万 5, 0 0 0 円の増でございます。4 目、事務費繰入金 1, 9 4 7 万 6, 0 0 0 円、昨年度比較 2 3 2 万 5, 0 0 0 円でございます。これにつきましては、事務費の繰入金ということでございます。

続きまして、介護給付費準備金繰入金、これは廃目整理でございます。これにつきましては、保険料の伸びを抑えるため、平成 2 4 年度に 8 9 4 万 7, 8 3 7 円が交付され、2 4 ・ 2 5 ・ 2 6 年度で使い終わった分でございます。

1 項、繰越金、1 目、繰越金 1, 0 0 0 円、1 項、延滞加算金及び過料、1 目、過料 1, 0 0 0 円、2 目、延滞金 1, 0 0 0 円、昨年どおりでございます。

続いて、2 項、雑入、1 目、滞納処分費 1, 0 0 0 円、昨年同様でございます。2 目、第三者納付金、本年度 1, 0 0 0 円、前年度比較、昨年同様でございます。3 目、返納金、これも同じく 1, 0 0 0 円、昨年同様でございます。4 目、雑入 7 3 4 万 5, 0 0 0 円、昨年比較 1 万 1, 0 0 0 円の増でございます。1 節、介護予防サービス費収入、これにつきましては介護予防の計画作成費報酬でございます。4, 3 0 0 円掛ける 1, 6 8 0 件を見込んでございます。それから、2 節、雑入 1, 0 0 0 円。

続きまして、利子及び配当金、これも廃目整理でございます。

続いて、財政安定化基金貸付金、これについても廃目でございます。これにつきましては、保険収入の不足を補うための県の基金を貸し付けるときに必要な項目でございます。

以上で、歳入の説明といたします。

続きまして、1 8 2 ページをお願いいたします。

3 歳出。

1 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費、本年度予算 1,433 万 9,000 円、476 万 7,000 円の増で、昨年比較、増でございます。主なものにつきましては、7 の賃金、臨時雇用 1 人分、それから 13 節の委託料、電算システム改修委託料が新しくふえたためでございます。

続きまして、2 項、徴収費、1 目、賦課徴収費、本年度予算 111 万 4,000 円、4 万円の減でございます。主なものは、説明欄のとおりでございます。

続きまして、3 項、介護認定審査会費、1 目、介護認定審査会費 353 万 8,000 円、9 万 5,000 円の減でございます。続きまして、2 目、認定審査会費、本年度予算 845 万 7,000 円、65 万 3,000 円の減でございます。主なものにつきましては、調査員の賃金の減を見込みました。

続きまして、184 ページをお開きください。

地域密着型サービス運営委員会費、これにつきましては一般管理費のほうに計上いたしましたので、廃目整理といたしたいと考えます。

1 項、介護サービス費諸費、1 目、居宅介護サービス給付費 5 億 6,359 万 6,000 円、昨年度比較 6,098 万円の増でございます。これにつきましては、26 年度当初予算に比べて 112% の増を見込んでございます。続いて、2 目、地域密着型介護サービス給付費 1 億 2,641 万 1,000 円、1,997 万 1,000 円の昨年比較の増でございます。これにつきましても、昨年比較 118% を見込んでございます。3 目、施設介護サービス費 6 億 428 万 5,000 円、376 万 1,000 円の減でございます。これにつきましては、現在の入所者数を勘案して、昨年比較 99.3% を見込んでございます。4 目、居宅介護福祉用具購入費 250 万 3,000 円、昨年比較 3 万 2,000 円の増でございます。続いて、5 目、居宅介護住宅改修費 605 万 8,000 円、38 万 5,000 円の増でございます。これにつきましても、昨年予算より 106% を見込んでございます。6 目、居宅介護サービス計画給付費、ケアプランでございます。本年度予算 6,893 万 5,000 円、182 万 4,000 円の増でございます。給付費につきましては、増でございます。昨年予算に対しまして、102% を見込んでございます。

続きまして、2 項、介護予防サービス等諸費、1 目、介護予防サービス給付費、要支援 1、要支援 2 の方でございます。5,083 万 5,000 円、4 万 4,000 円の減でございます。2 目、地域密着型介護予防サービス給付費、これについても本年度予算 2

42万2,000円、117万8,000円の減でございます。昨年比較にしまして、67%の給付費を見込んでございます。3目、介護予防福祉用具購入費36万6,000円、29万5,000円の減でございます。これにつきましては、昨年比較に対して55%を見込みました。4目、介護予防住宅改修費146万3,000円、273万4,000円の減でございます。これにつきましても、26年度当初予算に対して34%を見込んでございます。

次に、186ページをお願いいたします。

5目、介護予防サービス計画給付費734万4,000円、昨年比較1万1,000円の増でございます。

続きまして、3項、その他諸費、1目、審査支払手数料126万9,000円、昨年比較46万4,000円、昨年の当初予算に対して157%を見込んでございます。

続きまして、4項、高額介護サービス等諸費、1目、高額介護サービス費3,600万円、昨年比較でマイナスの60万円でございます。

続きまして、5項、高額医療合算介護サービス等諸費、1目、高額医療合算介護サービス費、本年度予算550万円、昨年比較27万5,000円を見込んでございます。

続きまして、187ページ。

6項、特定入所者介護サービス等費、1目、特定入所者介護サービス等費、本年度予算8,884万6,000円、昨年比較1,092万4,000円のマイナスを見込んでございます。これについては、補足給付分でございます。2目、特定入所者介護予防サービス等費、本年度予算6万円、比較がマイナス2万円でございます。

続きまして、1項、介護予防事業費、1目、二次予防事業費、要介護状態となるおそれのある方でございます。本年度予算18万6,000円、昨年比較1万9,000円のマイナスでございます。続いて、2目、一次予防事業費、これは元気なうちから予防をする事業でございます。603万円、昨年比較249万9,000円の減でございます。内訳としまして、人件費の減、それから職員手当、共済費の減が主な減でございます。

続きまして、188ページ。

3目、総合事業精算金1,000円、科目設定でございます。総合事業、他の市町村で総合事業のサービスを受けたときに精算する科目でございます。

2項、包括的支援事業・任意事業、1目、介護予防ケアマネジメント事業、二次予防の方のケアマネジメントでございます。本年度予算2,000円、比較は昨年同様でござ

ざいます。2目、任意事業811万6,000円、昨年比較57万2,000円の増でございます。主な増の内訳につきましては、役務費の増と、それから19節、負担金、補助金、交付金の33万6,000円、後見人報酬補助金が含まれるためでございます。

続きまして、189ページをお願いいたします。

3目、総合相談事業費、本年度638万9,000円、昨年比較14万1,000円の減でございます。

続いて、4目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費771万7,000円、昨年比較19万7,000円でございます。これにつきましては、人件費の増でございます。

以上、3目、4目については、包括支援センターの業務が主な内容でございます。

続きまして、190ページをお願いいたします。

5目、認知症施策推進事業費、本年度予算16万5,000円、これは任意事業で行って新たに目を設けました。声かけ訓練や推進員の養成研修などが主な事業でございます。6目、在宅医療・介護連携推進事業費5万円、これも新たに目を設けました。医療と介護の連携を図るために、一応研修会を予定してございます。次に、権利擁護事業、これにつきましては任意事業のほうへ含めましたので、廃目整理をさせていただきたいと思ひます。

1項、諸支出金、1目、保険料還付金50万円、昨年比較では50万円、同じくでございます。

続きまして、191ページをお願いいたします。

1項、公債費、1目、元金、本年度予算2,111万9,000円、昨年比較251万1,000円の減でございます。これにつきましては、197ページを参照していただきたいと思ひます。24年、25年、26年で借り入れた財政安定化基金の償還金でございます。

1項、基金積立金、1目、介護給付費準備基金積立金688万7,000円、昨年比較につきましては688万2,000円の増でございます。今回、初年度の保険料でございます。3年間の初年度の保険料でございますので、一応、今回の保険料で3年間の保険財政を補うため積立金が必要と考えてございます。

次に、1項、予備費、1目、予備費100万円。

以上、簡単ですが、説明といたします。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) しばらく休憩します。

休 憩

(午後 5時49分)

再 開

○議長 (小椋孝一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 5時50分)

◎日程第46 議案第43号 平成27年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算について

○議長 (小椋孝一君) 日程第46、議案第43号、平成27年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算について、議題とします。

説明を願います。

産業課長、大窪君。

(産業課長 大窪茂男君 登壇)

○産業課長 (大窪茂男君) それでは、199ページをお願いいたします。

議案第43号 平成27年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算

平成27年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,471万4,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

204ページをお願いいたします。

2 歳入でございます。

1款、1項、1目、観光施設等使用料、本年度3,050万円、これはオートキャンプ場、パークゴルフ場、バーベキューサイトの使用料でございます。前年比較、50万円の増額となっております。2目、農林業施設使用料、本年度122万5,000円、ふれあい館の農林産物等の販売コーナー、食堂コーナーの施設のテナント料としての使

用料でございます。前年比、１５６万円の減額となっております。

２款、１項、１目、利子及び配当金、本年度３万９,０００円、財政調整基金の預金利子でございます。

３款、１項、１目、財政調整基金繰入金、本年度１,１７４万１,０００円、財政調整基金からの繰入金でございます。前年比、２２４万３,０００円の増額となっております。

４款、１項、１目、繰越金、本年度１００万円、平成２６年度会計からの繰越金でございます。

５款、１項、１目、施設管理受託事業収入、本年度９万７,０００円、県と町で共有管理する上水道の受水槽における県からの管理負担金でございます。

２０５ページをお願いいたします。

５款、２項、１目、雑入、本年度１１万２,０００円、公衆電話機の設置料及びごみ袋の販売収入でございます。

２０６ページをお願いいたします。

３ 歳出でございます。

１款、１項、１目、一般管理費、本年度４,３１７万５,０００円、ふれあい公園に関する運営管理全般の経費でございます。前年比、６８万２,０００円の増額となっております。これは、電気料金の増額に伴うものでございます。

４節、共済費、７節、賃金につきましては、公園の臨時職員８名に係る経費でございます。１１節、需用費、１２節、役務費につきましては、公園の運営管理上に必要な経費でございます。１３節、委託料の主要なものについて、御説明申し上げます。公園の警備委託３６０万円、施設清掃委託６５０万円、芝管理委託１,１４０万５,０００円となっております。

２０７ページは、公園管理に必要な使用料、原材料費、草刈り機の備品購入費、また消費税納付金の公課費でございます。

以上が、一般管理費の主な経費でございます。

同じく２０７ページ、２款、１項、１目、財政調整基金費、本年度５３万９,０００円、財政調整基金へ預金利子分と前年度繰越金の２分の１を下回らない金額を積み立てるものでございます。

３款、１項、１目、予備費、昨年と同様、本年度１００万円を計上してございます。

以上、説明とさせていただきます。

(産業課長 大窪茂男君 降壇)

◎日程第４７ 議案第４４号 平成２７年度紀美野町農業集落排水事業特別会計予算について

○議長（小椋孝一君） 日程第４７、議案第４４号、平成２７年度紀美野町農業集落排水事業特別会計予算について、議題とします。

説明を願います。

建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

○建設課長（山本広幸君） ２０９ページをお願いします。

議案第４４号 平成２７年度紀美野町農業集落排水事業特別会計予算

平成２７年度紀美野町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２,７６６万９,０００円と定める。

２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

平成２７年３月３日提出 紀美野町長 寺本光嘉

２１４ページをお願いします。

歳入、１款、分担金及び負担金、１項、１目、分担金で、新規加入者１件分の分担金として３５万円を計上しております。

２款、使用料及び手数料、１項、１目の施設使用料につきましては、２０２戸分の使用料として８２９万１,０００円を計上しております。

３款、繰入金は、一般会計より１,８９１万８,０００円をお願いしております。

４款、繰越金は、前年度よりの繰越金として１０万円を計上しております。

次に、２１５ページをお願いします。

歳出でございます。

１款、総務費、１項、施設管理費、１目、一般管理費で、２・３・４節で職員１名分の人件費と、それから施設管理費として、１１節、需用費で消耗品、電気、水道料、修繕料等で３０６万３,０００円。１２節、役務費で、し尿汚泥くみ取り、法定検査手数

料等で173万1,000円、それから13節、委託料として107万6,000円を予算計上しております。これは、施設の管理、それから水質検査等の委託料でございます。

次に、216ページをお願いします。

2款、公債費ですが、元金、利子合わせて1,414万4,000円となっております。

3款、予備費では30万円を計上しております。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

◎日程第48 議案第45号 平成27年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計予算について

◎日程第49 議案第46号 平成27年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計予算について

◎日程第50 議案第47号 平成27年度紀美野町上水道事業会計予算について

○議長(小椋孝一君) 日程第48、議案第45号、平成27年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計予算について、日程第49、議案第46号、平成27年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計予算について及び日程第50、議案第47号、平成27年度紀美野町上水道事業会計予算について、一括議題とします。

説明をお願いします。

水道課長、田中君。

(水道課長 田中克治君 登壇)

○水道課長(田中克治君) 予算書の223ページをお開き願います。

議案第45号 平成27年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計予算

平成27年度紀美野町の野上簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,262万7,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

恐れ入ります、228ページをお開き願います。

歳入でございます。

1 款、使用料及び手数料、1 項、1 目、水道使用料 3,716 万 6,000 円について、内訳として、現年度分が 3,706 万 6,000 円、過年度として 10 万円を、2 項、1 目の給水装置手数料として 6,000 円を見込んでいます。

次の 2 款、分担金及び負担金、1 項、1 目、給水負担金として 10 万 8,000 円を見込んでおります。

次の 3 款、繰入金、1 項、1 目、一般会計繰入金が 727 万 7,000 円でございます。前年度と比較しまして、555 万円の増となっておりますが、需用費の電気料金と原材料費のろ過砂購入費が増となったためです。

続きまして、4 款、諸収入につきましては、雑入 7 万円、主に水道部品売却代でございます。

次の 5 款、繰越金につきましては 800 万円で、前年度より 300 万円の減額を見込んでおります。

続きまして、230 ページをお開き願います。

1 款、衛生費、1 項、簡易水道費、1 目の一般管理費ですが、主なもののみ説明させていただきます。

2 節の給料が 352 万円となっておりますが、1 名分でございます。次の 3 節の職員手当等 254 万 6,000 円、4 節の共済費 100 万 1,000 円につきましては、説明欄に列記しております。次に、11 節の需用費 1,720 万 2,000 円ですが、河南、河北、中田各水道施設の電気料 1,704 万円、修繕料 9 万円が主なものでございます。電気料金が、前年度より 381 万 6,000 円の増となっております。続きまして、12 節の役務費が 144 万 9,000 円となっております。このうち通信費が 96 万 4,000 円ですが、これは河北・河南浄水場及び坂本、中田、奥佐々各中継所のテレメーター専用料でございます。そして、保険料 25 万 8,000 円につきましては、水道賠償責任保険、バックハウ賠償責任保険、水道機械損害補償保険でございます。次の 13 節の委託料 461 万 1,000 円ですが、主なものは、休日及び夜間警備委託料 186 万 3,000 円、及び水質検査委託料 108 万 8,000 円とメーター検針委託料 124 万 6,000 円が主なものでございます。

続きまして、231 ページをお開き願います。

14 節の使用料及び賃借料 206 万円ですが、水道施設の借地料 144 万 5,000 円、水道システムソフト等使用料 61 万 4,000 円が主なものでございます。

次の２７節、公課費９１万９,０００円につきましては、平成２６年分の消費税納付金９１万１,０００円が主なものでございます。

続きまして、２目の作業費、３節、職員手当等で時間外勤務としまして４７万円、１１節の需用費が６３８万４,０００円であります。このうち施設の老朽化に伴いまして漏水修理、施設等修繕費としまして前年度同様５５０万円、消耗品費として消毒用塩素等７０万５,０００円が主なものでございます。次の１３節、委託料１１８万９,０００円につきましては、各水道施設の雑草等刈取委託料５４万５,０００円、漏水調査委託料６４万４,０００円でございます。２件分でございます。次の１６節の原材料費３５２万２,０００円ありますが、各種水道機器及び修繕等材料費９５万円、浄水場の緩速ろ過砂２５７万２,０００円でございます。前年度と比較しまして、２２６万６,０００円の増となっております。ろ過池の目詰まり等のため表面を削り取っていくため、今回７２.６立米のろ過砂補充となり、増額となっております。前回、ろ過砂補充は平成２２年度に補充しております。次の２２節、補償、補填及び賠償金で漏水の補償金として５万円を計上しております。

次に、２款、公債費、１目、元金の長期債元金４２０万３,０００円、ページをめくっていただきまして２３２ページ、２目の利子の長期債利子２８０万１,０００円でございます。

続きまして、３款、予備費として、昨年度と同額の５０万円を計上させていただきました。

２３３ページからは、職員の給料、手当の内容をお示ししております。

２３８ページは、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。詳細については、当初説明資料の１４８ページから１５１ページに列記しております。

以上で、平成２７年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、２３９ページをお開き願います。

議案第４６号 平成２７年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計予算

平成２７年度紀美野町の美里簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億677万1,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

恐れ入りますが、244ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款、使用料及び手数料、1項、1目の水道使用料6,524万円について、内訳として、現年度分が6,504万円、過年度として20万円、また2項、手数料、1目の給水装置手数料として1万2,000円を見込んでおります。

次の2款、分担金及び負担金、1項、1目、給水加入負担金として16万2,000円を見込んでおります。

次の3款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金が3,892万8,000円でございます。前年度比較、753万3,000円の増額です。後ほど説明いたしますが、水道管移設工事補償金の減及び職員1人の給料、手当等の増額によるものです。

恐れ入りますが、245ページをお開き願います。

4款、諸収入、1目の雑入が240万9,000円であります。主な内容としましては、旧美里町鎌滝地内の国道370号道路改良工事に伴う配水管移設工事補償金228万7,000円と水道部品売却代10万2,000円でございます。

次の5款、繰越金1万円でございます。前年と同額です。

続きまして、246ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款、衛生費、1目の一般管理費、2節の給料ですが、一般職4名分1,696万8,000円でございます。前年度3名分の計上であったため、536万9,000円増でございます。次の3節の職員手当等1,202万8,000円、4節の共済費503万5,000円につきましては、説明欄に列記のとおりでございます。次の11節の需用費634万8,000円ではありますが、各水道施設電気料600万円、修繕料12万3,000円が主なものでございます。続きまして、12節の役務費が272万4,000円あります。このうち、通信費が204万3,000円ありますが、これは主にデジタル回線料並びに各浄水場や中継所のテレメーター22回線の回線料でございます。保険

料35万5,000円につきましては、水道賠償損害保険、水道機械損害補償保険でございます。次の13節の委託料804万8,000円ではありますが、水質検査委託料214万円とメーター検針委託料に234万9,000円、及び夜間等監視委託料が279万6,000円が主なものでございます。

続きまして、247ページをお開き願います。

次の14節の使用料及び賃借料89万6,000円ではありますが、水道料金システムのソフトの使用料81万8,000円が主なものでございます。18節、備品購入費として公用車の老朽化に伴う買い換え費用116万7,000円を計上しています。次の19節、負担金、補助及び交付金10万円につきましては、海南野上土地改良区への負担金でございます。次の23節の償還金、利子及び割引料につきましては、過誤納還付金として1万円を計上させていただきました。次の27節、公課費255万4,000円につきましては、26年度の消費税及び地方消費税の納付額でございます。

続きまして、2目の作業費、3節の職員手当等が時間外勤務としまして15万3,000円でございます。11節の需用費、669万5,000円ではありますが、主なものは、消耗品費として消毒用塩素等84万4,000円、修繕料550万円で、施設の老朽化に伴いましての漏水修理、各水道施設の維持補修費でございます。前年度より45万円の減となっております。次の13節、委託料81万2,000円につきましては、各水道施設の雑草等刈り取り委託料49万円、漏水調査委託料、1件、32万2,000円でございます。次の15節、工事請負費286万円につきましては、歳入のほうで説明させていただきました鎌滝地内の国道370号道路改良工事に伴う配水管移設補償工事でございます。次の16節の原材料費110万円は、各種水道機器、メーター等及び修繕等材料を購入するものでございます。次の22節、補償、補填及び賠償金で漏水等の補償金として5万円を計上しております。

続きまして、248ページをお開き願います。

2款、公債費、1目、元金、23節の償還金、利子及び割引料2,664万3,000円、長期債元金償還金です。次の2目の利子、23節の長期債利子1,198万円でございます。

続きまして、3款、予備費として前年度と同額の60万円を計上させていただきました。

次ページ、249ページから253ページは職員の給料、手当の内容をお示ししてお

ります。詳細については、当初説明資料 152 ページから 156 ページに列記しております。

以上で、平成 27 年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、予算書の 255 ページをお開き願います。

議案第 47 号 平成 27 年度紀美野町上水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 27 年度紀美野町上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水栓数 2,600 栓

(2) 年間給水量 60 万 7,000 立米

(3) 1 日平均給水量 1,658 立米

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第 1 款 水道事業収益 1 億 1,511 万円

第 1 項 営業収益 1 億 958 万円

第 2 項 営業外収益 553 万円

支出

第 1 款 水道事業費用 1 億 1,130 万 4,000 円

第 1 項 営業費用 9,772 万 6,000 円

第 2 項 営業外費用 1,010 万 6,000 円

第 3 項 予備費 347 万 2,000 円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,867 万 7,000 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 106 万 7,000 円及び過年度分損益勘定留保資金 2,761 万円で補填するものとする。）。

次に、256 ページをお開き願います。

収入

第1款 資本的収入 0円

第1項 企業債 0円

第2項 工事負担金 0円

支出

第1款 資本的支出 2,867万7,000円

第1項 建設改良費 1,440万7,000円

第2項 企業債償還金 1,427万円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,895万2,000円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、463万4,000円と定める。

平成27年3月3日提出 紀美野町長 寺本光嘉

恐れ入ります、260ページをお願いします。

平成27年度紀美野町上水道事業会計予算実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出でございます。

まず、収入でございますが、1款、水道事業収益が1億1,511万円でございます。内訳としまして、1項、営業収益1億958万円、1目、給水収益、1節、水道料金1億890万円でございます。前年度より51万2,000円の減収で、2目の受託工事収益、1節の新設工事収益が1,000円でございます。3目、その他営業収益67万

9,000円につきましては、1節の材料売却収益が52万4,000円、2節の手数料が4万5,000円でございます。3節、他会計負担金10万円、消火栓維持負担金でございます。4節、雑収益1万円でございます。

第2項、営業外収益ですが、1目、受取利息及び配当金、1節の預金利息が9万1,000円、2目、交付金、1節、交付金1,000円、3目の長期前受金戻入、1節の工事負担金が380万6,000円、4目、雑収益、1節、工事負担金、新設加入金81万円、その他雑収益、消火栓1基82万2,000円、それぞれの内容については説明欄に列記のとおりでございます。

次に、261ページをお願いします。

支出でございます。

主なもののみ説明させていただきます。

1款、水道事業費用が1億1,130万4,000円でございます。前年度比較、91万6,000円の減額です。内訳といたしまして、1項、営業費用9,772万6,000円、1目の原水及び浄水費2,058万5,000円でございます。2節、修繕費460万4,000円ではありますが、ろ過砂購入費用や送水ポンプ補修費でございます。3節、動力費1,173万6,000円でございますが、取水・送水ポンプ動力費と浄水場内の電気料金でございます。5節の委託料が60万8,000円ではありますが、水質検査費用でございます。6節の賃借料101万5,000円でございますが、浄水場の借地料でございます。7節の負担金200万円は、取水料でございます。前年度より654万4,000円の増額です。浄水池のろ過砂補充及び電気料金の増となっています。

続きまして、2目、配水及び給水費3,097万4,000円ではありますが、主なものを説明させていただきます。職員2名の給料及び手当、法定福利費等に、1から5節、1,731万6,000円を計上してございます。

恐れ入ります、262ページをお願いします。

次に、10節、修繕費355万円につきましては、漏水補修や配水施設に係るものでございます。12節、動力費209万9,000円は、樫河・動木・小畑に設置しているポンプの電気料でございます。13節、材料費250万円は、配水管や配水池の維持管理に要する材料費です。15節、委託料384万3,000円につきましては、検針委託料や電気保安管理委託料でございます。16節、賃借料23万1,000円につきましては、平配水池用地費でございます。前年と比較しますと、173万3,000円

の増額です。賞与引当金繰入額及び中継ポンプ電力量の増となっています。

続きまして、4目の業務及び総係費2,168万3,000円ではありますが、職員2名、給料及び手当、法定福利費等、1から5節、1,163万6,000円を計上してごさいます。17節、委託料590万1,000円につきましては、水道料金徴収委託料、警備委託料金でございします。18節、賃借料の166万3,000円は、会計システム及びコピー機等のリース料でございします。前年と比較しますと1,009万7,000円の減額となっております。水道基本計画、国道370号線配水管設計委託等の減となっております。

次の263ページをお願いします。

5目、減価償却費、1節の有形固定資産減価償却費2,426万3,000円ではありますが、内訳につきましては、説明欄に列記のとおり、建物、構築物、機械及び装備でございします。次の6目、資産減耗費21万円につきましては、1節、固定資産除却費20万円及びたな卸資産減耗費1万円でございします。

2項、営業外費用は1,010万6,000円、内訳としまして、1目の支払利息528万2,000円、1節、企業債利息518万2,000円、2節、借入金利息10万円でございます。2目、雑支出、1節、その他雑支出72万6,000円については、国道370号道路改良工事に伴う消火栓設置工事の費用でございます。3目、1節、消費税及び地方消費税409万8,000円でございます。

続きまして、4項、1目、1節、予備費です。347万2,000円をお願いするものでございします。

264ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出です。

まず、収入でございますが、1款、資本的収入は、工事補助金、負担金が見込めないため、0円でございます。

支出ですが、1款、資本的支出2,867万7,000円の内訳でございます。1項、建設改良費が1,440万7,000円でございます。内容につきましては、説明欄に列記のとおりでございます。国道370号改良工事4工区に伴う配水管布設工事を施工するものでございします。

続きまして、第2項、企業債償還金1,427万円でございます。企業債償還金につきましては、273ページの企業債明細書当年度償還額の合計欄です。

次に、２６５ページをお願いいたします。

平成２７年度紀美野町上水道事業予定キャッシュ・フロー計算書です。現金や預金などのお金の流れで、事業の実態をあらわすものです。業務活動は、原材料、商品等購入、人件費の支出、営業補助金等の収入、利息の支払いによるもので、キャッシュ・フローは２,２６４万４,０００円です。

投資活動は、有形固定資産の取得による支出と繰入金による収入によるもので、資本的支出の建設改良費１,４４０万７,０００円の支出となります。

続きまして、財務活動によるもので、支出１,４２７万円ですが、企業債、先ほどの２７３ページ、明細書の当年度償還高でございます。資金減少額は、営業活動、投資活動と財務活動を合計したもので６０３万３,０００円、資金期首残高は、２６７ページ、貸借対照表で、２ 流動資産の（１）、現金預金２億２,６５７万６,０００円、資金期末残高は資金減少額と資金期首残高を合計したもので、２億２,０５４万６,０００円です。

続きまして、２６６ページは２６年度の損益計算書、２６７ページから２７２ページは、２７年度貸借対照表を載せてございます。２７３ページから２７７ページには職員の給料、手当の内容を示しております。

以上、説明とさせていただきます。

(水道課長 田中克治君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

散 会

○議長（小椋孝一君） 本日は、これで散会します。

(午後 ６時３２分)